

**(資料編)**



## ■上位計画・関連計画等一覧

区分	計画名	策定主体	策定年次
1. 上位 計画	ひょうごビジョン 2050	兵庫県	2022年(令和4年)3月
	中播磨地域ビジョン 2050	兵庫県 (中播磨県民局)	2022年(令和4年)3月
	兵庫県県土利用計画 (第六次国土利用計画(兵庫県計 画)・土地利用基本計画)	兵庫県	2026年(令和8年)3月(予定)
	第3期兵庫県地域創生戦略 (2025~2029)	兵庫県	2025年(令和7年)3月
	播磨西部地域都市計画区域 マスタープラン	兵庫県	2026年(令和8年)4月(予定)
	まちづくり基本条例とまちづくり 基本方針	兵庫県	2022年(令和4年)3月
	ひょうご都市計画基本方針	兵庫県	2025年(令和7年)6月
	福崎町第6次総合計画	福崎町	2024年(令和6年)3月
2. 関 連 計 画	中播磨圏の立地適正化の方針	播磨圏域鉄道沿線 まちづくり協議会	2018年(平成30年)3月
	中播磨圏域鉄道沿線まちづくり計画	播磨圏域鉄道沿線 まちづくり協議会	2018年(平成30年)3月
	福崎町総合戦略(第3期)	福崎町	2025年(令和7年)6月
	福崎町土地利用基本計画 (第6次改定版)	福崎町	2026年(令和8年)2月改定
	福崎町立地適正化計画	福崎町	2017年(平成29年)3月
	福崎町地域公共交通計画	福崎町	2024年(令和6年)3月
	福崎町公共施設等総合管理計画	福崎町	2024年(令和6年)3月改訂
	福崎町学校施設等長寿命化計画	福崎町	2024年(令和6年)11月改訂
	福崎町公営住宅等長寿命化計画	福崎町	2023年(令和5年)3月改訂
	福崎町橋梁個別施設計画	福崎町	2024年(令和6年)12月改訂
	福崎町水道事業ビジョン・経営戦略	福崎町	2024年(令和6年)3月改訂
	福崎町工業用水道事業経営戦略	福崎町	2024年(令和6年)3月改訂
	福崎町下水道事業経営戦略	福崎町	2022年(令和4年)3月改訂
	福崎町公共下水道ストックマネジ メント計画実施方針(第2期)	福崎町	2025年(令和7年)3月
福崎町空家等対策計画	福崎町	2024年(令和6年)3月	

# 1. 上位計画・関連計画 等

## 1-1. 上位計画

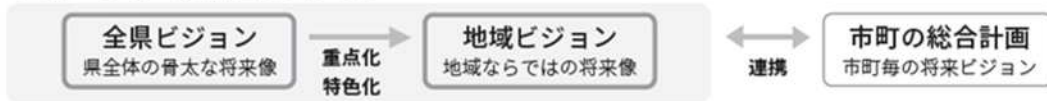
### (1) ひょうごビジョン 2050

策定主体と策定年次	兵庫県 2022年(令和4年)3月
展望年次	2050年(令和32年)頃(一世代後の30年先)
2050年の兵庫の姿	<p>2050年の兵庫の姿</p> <p>誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる</p> <p>『躍動する兵庫』</p> <p>5つのめざす社会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 自分らしく生きられる社会             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自由になる働き方</li> <li>② 居場所のある社会</li> <li>③ 世界へ広がる交流</li> </ul> </li> <li>II 新しいことに挑戦できる社会             <ul style="list-style-type: none"> <li>④ みんなが学び続ける社会</li> <li>⑤ わきあがる挑戦</li> <li>⑥ わきたつ文化</li> </ul> </li> <li>III 誰も取り残されない社会             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ みんなが生きやすい地域</li> <li>⑧ 安心して子育てできる社会</li> <li>⑨ 安心して長生きできる社会</li> </ul> </li> <li>IV 自立した経済が息づく社会             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 循環する地域経済</li> <li>⑪ 進化する御食国</li> <li>⑫ 活動を支える確かな基盤</li> </ul> </li> <li>V 生命の持続を先導する社会             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ カーボンニュートラルな暮らし</li> <li>⑭ 分散して豊かに暮らす</li> <li>⑮ 社会課題の解決に貢献する産業</li> </ul> </li> </ul>
基本的な性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が共にめざす姿を描くビジョン</li> <li>・県民が主役になり、地域から取り組むビジョン</li> <li>・変化を生み出し、成長するビジョン</li> </ul>
基本姿勢	<p>「開放性」を意識して4つの基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな連携の輪をつくる</li> <li>・試行錯誤のプロセスを楽しむ</li> <li>・地球規模で考え、足元から行動する</li> <li>・バーチャルを使いこなし、リアルを大切にする</li> </ul>
動かす仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野計画との接続強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域創生戦略をはじめ各分野計画を実行プログラムと位置づけ</li> <li>先導プロジェクトの推進</li> <li>全県ビジョン実現に向けた重点プロジェクトを推進</li> <li>地域ビジョン実現に向けたプロジェクトを企画・協議する場を各地に設置</li> </ul> </li> <li>・県民の対話と学びの場づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>県民が地域の未来を語り合い、考える場づくりを各地に展開</li> </ul> </li> </ul>

## ビジョンの構造

県全体の骨太な将来像を提示する全県ビジョンと一体的に、9つの地域ごとの将来像と行動目標を示す地域ビジョンを同時に策定した二層構造のビジョン

### 全県+地域 二層構造のビジョン



### 9つの地域のめざす姿





(3)兵庫県県土利用計画(第六次国土利用計画(兵庫県計画)・土地利用基本計画)

策定主体と策定年次	兵庫県 2026年(令和8年)3月
計画期間	2026年(令和8年)～2033年(令和15年)
計画内容	<p>【国土利用計画】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 県土利用に関する基本構想</li><li>2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要</li><li>3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</li></ol> <p>【土地利用基本計画】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>4 土地利用の基本方向(1に同じ)</li><li>5 土地利用の原則</li><li>6 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針</li><li>7 五地域区分を定めた地形図</li></ol>

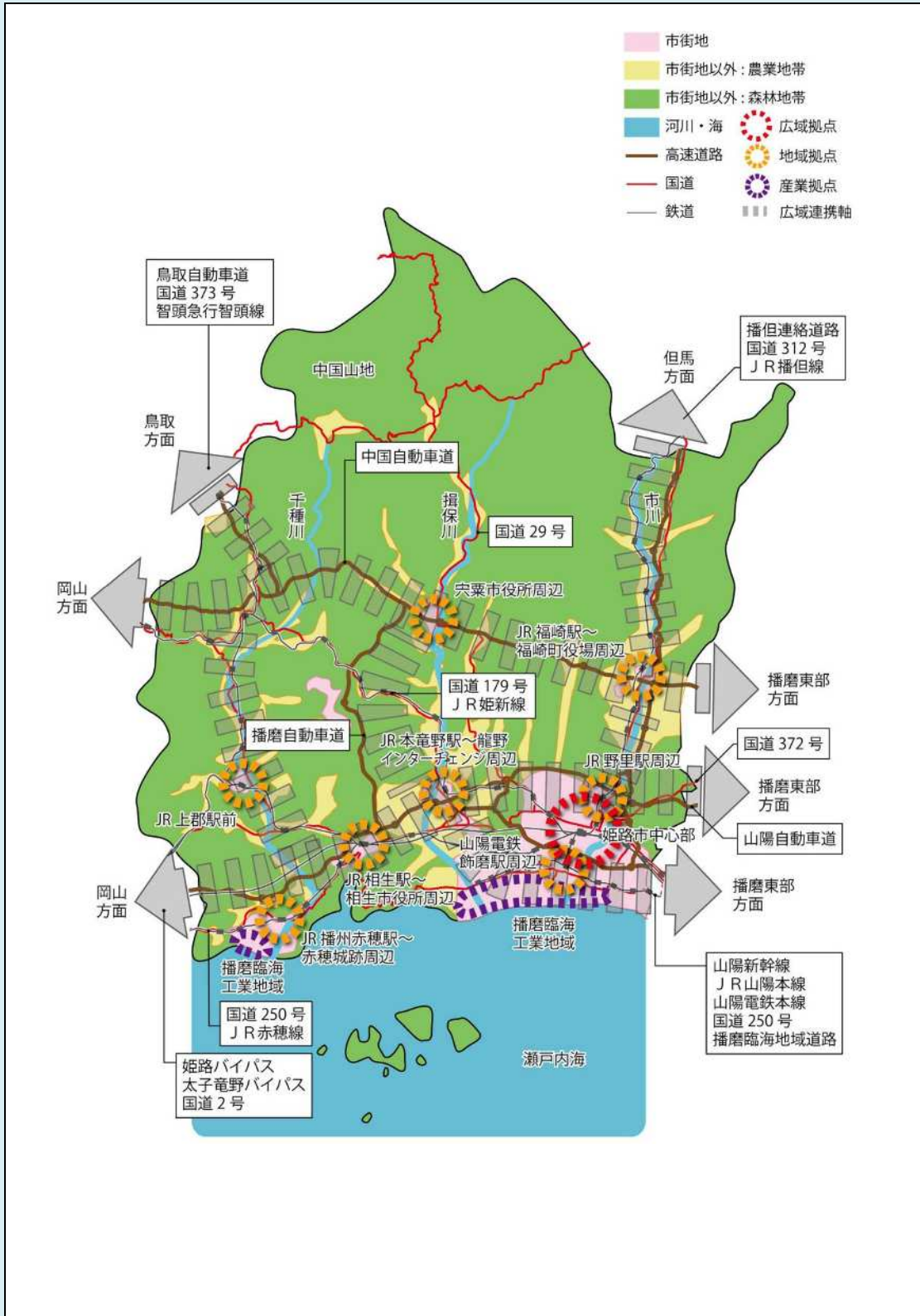
(4) 第3期兵庫県地域創生戦略(2025~2029)

策定主体と策定年次 兵庫県 2025年(令和7年)3月														
目標年次														
2029年度(令和11年度)														
基本理念														
五国の多様性を活かし、一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域へ ～地域や人をつなぐ「縁」を生み出し、共創の取組を五国に広げる～														
3つの柱と8つの方向性														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">3 つ の 柱</td> <td> <p><b>自分らしく生きられる 社会の創出</b></p> <p>幸せが実感できる地域であるためには、自分らしく生きられる環境づくりが求められます。</p> <p>学び、働き方、暮らしに多様な選択肢が用意され、社会的なつながりの中で誰もが居場所と役割を持てる社会を目指します。</p> <p>(方向性1~3)</p> </td> <td> <p><b>五国に広がる 可能性の追求</b></p> <p>兵庫は多様な地域性を持ち、生活や伝統、歴史文化、自然景観、産業基盤など地域資源の宝庫です。</p> <p>このポテンシャルを最大限に活かすことが必要であり、各地の個性・強みを磨くとともに、それらを繋ぎ掛け合わせ、地域活力創出の相乗効果を生み出していきます。</p> <p>(方向性4~6)</p> </td> <td> <p><b>暮らしの持続性の確保</b></p> <p>少子化対策や若者の県内定着など、人口減少の抑制に力を注ぎます。</p> <p>生活機能の維持をはじめ、防災・防犯対策、自然環境や文化の保全等、人口が減っても安全安心に、質の高い暮らしができる環境づくりを加速していきます。</p> <p>(方向性7~8)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>1 <b>多様な学びや働き方が叶う 社会を創る</b></p> </td> <td> <p>4 <b>ひとの動きを生み出す</b></p> </td> <td> <p>7 <b>人・自然文化を次代に つなぐ</b></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2 <b>居場所と役割を創る</b></p> </td> <td> <p>5 <b>地域の固有性を磨く</b></p> </td> <td> <p>8 <b>安心して暮らし続けられる 地域を創る</b></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>3 <b>寛容性を広げる</b></p> </td> <td> <p>6 <b>経済活力を創出する</b></p> </td> <td></td> </tr> </table>		3 つ の 柱	<p><b>自分らしく生きられる 社会の創出</b></p> <p>幸せが実感できる地域であるためには、自分らしく生きられる環境づくりが求められます。</p> <p>学び、働き方、暮らしに多様な選択肢が用意され、社会的なつながりの中で誰もが居場所と役割を持てる社会を目指します。</p> <p>(方向性1~3)</p>	<p><b>五国に広がる 可能性の追求</b></p> <p>兵庫は多様な地域性を持ち、生活や伝統、歴史文化、自然景観、産業基盤など地域資源の宝庫です。</p> <p>このポテンシャルを最大限に活かすことが必要であり、各地の個性・強みを磨くとともに、それらを繋ぎ掛け合わせ、地域活力創出の相乗効果を生み出していきます。</p> <p>(方向性4~6)</p>	<p><b>暮らしの持続性の確保</b></p> <p>少子化対策や若者の県内定着など、人口減少の抑制に力を注ぎます。</p> <p>生活機能の維持をはじめ、防災・防犯対策、自然環境や文化の保全等、人口が減っても安全安心に、質の高い暮らしができる環境づくりを加速していきます。</p> <p>(方向性7~8)</p>	<p>1 <b>多様な学びや働き方が叶う 社会を創る</b></p>	<p>4 <b>ひとの動きを生み出す</b></p>	<p>7 <b>人・自然文化を次代に つなぐ</b></p>	<p>2 <b>居場所と役割を創る</b></p>	<p>5 <b>地域の固有性を磨く</b></p>	<p>8 <b>安心して暮らし続けられる 地域を創る</b></p>	<p>3 <b>寛容性を広げる</b></p>	<p>6 <b>経済活力を創出する</b></p>	
3 つ の 柱	<p><b>自分らしく生きられる 社会の創出</b></p> <p>幸せが実感できる地域であるためには、自分らしく生きられる環境づくりが求められます。</p> <p>学び、働き方、暮らしに多様な選択肢が用意され、社会的なつながりの中で誰もが居場所と役割を持てる社会を目指します。</p> <p>(方向性1~3)</p>		<p><b>五国に広がる 可能性の追求</b></p> <p>兵庫は多様な地域性を持ち、生活や伝統、歴史文化、自然景観、産業基盤など地域資源の宝庫です。</p> <p>このポテンシャルを最大限に活かすことが必要であり、各地の個性・強みを磨くとともに、それらを繋ぎ掛け合わせ、地域活力創出の相乗効果を生み出していきます。</p> <p>(方向性4~6)</p>	<p><b>暮らしの持続性の確保</b></p> <p>少子化対策や若者の県内定着など、人口減少の抑制に力を注ぎます。</p> <p>生活機能の維持をはじめ、防災・防犯対策、自然環境や文化の保全等、人口が減っても安全安心に、質の高い暮らしができる環境づくりを加速していきます。</p> <p>(方向性7~8)</p>										
	<p>1 <b>多様な学びや働き方が叶う 社会を創る</b></p>	<p>4 <b>ひとの動きを生み出す</b></p>	<p>7 <b>人・自然文化を次代に つなぐ</b></p>											
<p>2 <b>居場所と役割を創る</b></p>	<p>5 <b>地域の固有性を磨く</b></p>	<p>8 <b>安心して暮らし続けられる 地域を創る</b></p>												
<p>3 <b>寛容性を広げる</b></p>	<p>6 <b>経済活力を創出する</b></p>													
地域別における取組方針(中播磨)														
<p>多様な地域に、個性(ひと)が輝く中播磨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路城や銀の馬車道・鉱石道の魅力発信や、姫路港国際物流ターミナル整備等による賑わいの創出</li> <li>・高齢者等の地域活動団体への支援推進</li> <li>・森林・農地の多面的機能の維持・保全</li> </ul>														

(5) 播磨西部地域都市計画区域マスタープラン

策定主体と公表年次 兵庫県 2026年(令和8年)4月	
目標年次	
2030年(令和12年)	
目指すべき都市構造	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市中心部の広域拠点において都市機能の充実・強化を図り、県西部の活性化を牽引</li> <li>・交通ネットワークによる拠点間の連携強化により、広域で都市機能の確保</li> </ul>	
都市づくりの重点テーマ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域都市機能の分担・連携</li> <li>・広域的な滞在型観光の促進</li> <li>・伝統と次世代の産業の推進</li> <li>・集落の地域コミュニティ維持</li> </ul>	
都市づくりに関する方針	
(1)土地利用に関する方針	<p>【区域区分を定める都市計画区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 姫路駅周辺等では中高層を中心とした住宅の誘導</li> <li>● 多様な暮らし方や働き方等に必要な都市機能の充実</li> <li>● 臨海部の工業集積地や内陸部のIC周辺等での産業拠点の形成</li> </ul> <p>・大規模集客施設の適正立地／市街化調整区域での地区計画等の活用</p> <p>【区域区分を定めない都市計画区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の開発需要を有する地域においては、用途地域等により規制・誘導</li> </ul> <p>・田園風景を保全し、自然環境と調和した土地利用</p>
(2)都市施設に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国自動車道、山陽自動車道、播但連絡道路等や播磨臨海地域道路等の早期事業化による地域内外の連携強化</li> <li>● 駅前広場の整備、駅周辺への都市機能の配置、二次交通の充実等による公共交通利用の創出</li> </ul> <p>・文化財を生かした公園整備／治水・利水、生態系、景観等に配慮した河川整備</p>
(3)市街地整備に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間投資を適切に誘導し、地域の課題に応じた市街地の整備・改善</li> <li>● JR東姫路駅周辺、JR英賀保駅周辺等の利便性の高い市街地に残る低未利用地の土地利用を促進</li> </ul>
(4)防災に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化等による緊急輸送体制の確保</li> <li>● 建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進</li> </ul> <p>・総合治水条例に基づく治水対策／災害レッドゾーンにおける市街化の抑制</p>
(5)環境共生に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンパクトな都市構造、物流のモーダルシフト、カーボンニュートラルポートなど脱炭素化の推進</li> <li>● 「農」と調査した計画的な土地利用を誘導、森林資源の活用</li> </ul>
(6)景観形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 姫路、熊野、赤穂等の城下町、室津、坂越等の港町、平福等の宿場町のまちなみを保全・活用</li> <li>● 西播磨海岸の広域景観の形成、佐用郡の星空景観を保全</li> </ul>
(7)地域の活性化に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 姫路城や三木家住宅等の日本遺産の構成文化財等を生かした広域的な滞在型観光を促進</li> <li>● 歴史遺産や自然景観など地域資源を生かした交流の促進</li> </ul>

# 都市構造



## (6)まちづくり基本条例とまちづくり基本方針

策定主体と策定年次	兵庫県 2022年(令和4年)年3月
展望年次	2050年(令和32年)を展望
基本コンセプト	すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」ひょうご
重要テーマ	<p>①安全・安心</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災のまちづくり、都市の強靱化</li> <li>・安心して暮らせるユニバーサルなまちづくり</li> </ul> <p>②魅力・挑戦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり</li> <li>・新たな価値を生むコミュニティビジネスやスタートアップへの挑戦</li> </ul> <p>③持続・循環</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の持続可能な地域経営</li> <li>・カーボンニュートラル、スマートシティの形成</li> <li>・自然環境や生物多様性の保全</li> </ul>
めざす将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多自然地域の集落:多様なつながりがつくる新たな「ふるさと」</li> <li>・地方都市:個性きわだち誇りある「地域の核」</li> <li>・郊外住宅地:多様な主体が住みごたえを高めあう「まち」</li> <li>・都市中心部:世界へ広がる交流「都市」</li> </ul>
各地域の関係性	<p><b>生活拠点</b> 食品スーパーや診療所等の生活に密着した都市機能を集積・維持し、住民の暮らしや仕事を支える。</p> <p><b>地域拠点</b> 大型ショッピングセンターや病院等の日常生活に必要な都市機能を主要な鉄道駅や官公庁周辺等に集積・維持し、周辺地域の住民の暮らしや仕事を支える。</p> <p><b>広域拠点</b> 大規模文化施設や百貨店、高度医療を提供する医療センター等の高次都市機能が充実し、広域的なニーズに対応した高度なサービスを提供する。</p> <p><b>連携軸</b> 鉄道や基幹道路からなる交通ネットワークにより、都市機能を相互に補完・連携する。</p> <p><b>&lt;イメージ図&gt;</b> ※交通ネットワークのほか、重層的なネットワーク(情報、水と緑、エネルギーなど)を形成</p>

## (7)ひょうご都市計画基本方針

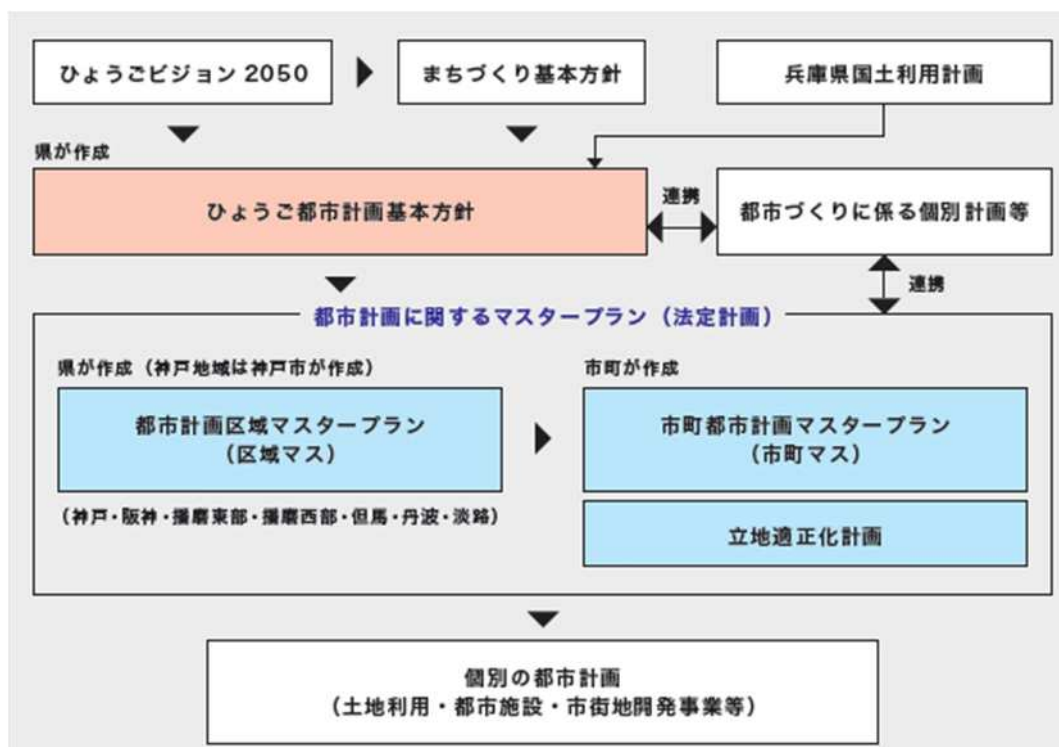
策定主体と策定年次 兵庫県 2025年(令和7年)年6月

### 展望年次

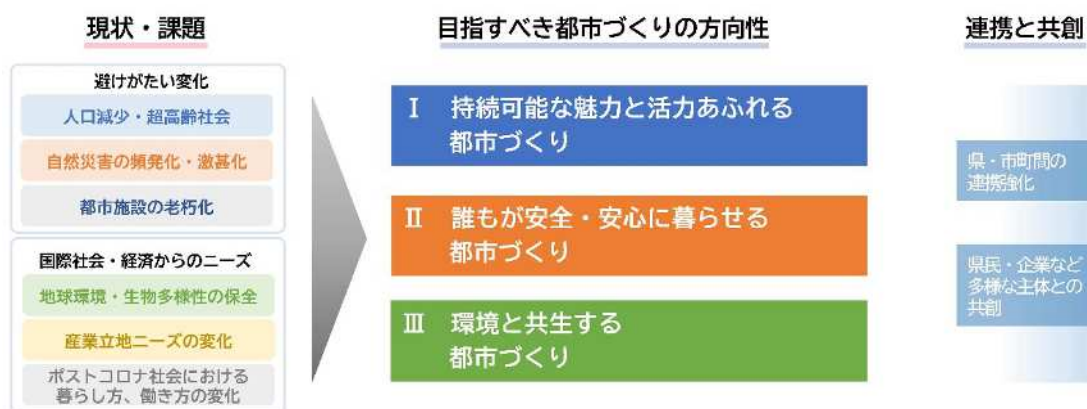
今後 10 年間(2034 年(令和 16 年))

### 役割と位置づけ

- ・基本的には「ひょうごビジョン 2050」「まちづくりの基本方針」に即す
- ・ひょうご都市計画基本方針に即して、都市計画区域マスタープラン(区域マス)、市町都市計画マスタープラン(市町マス)、立地適正化計画を策定



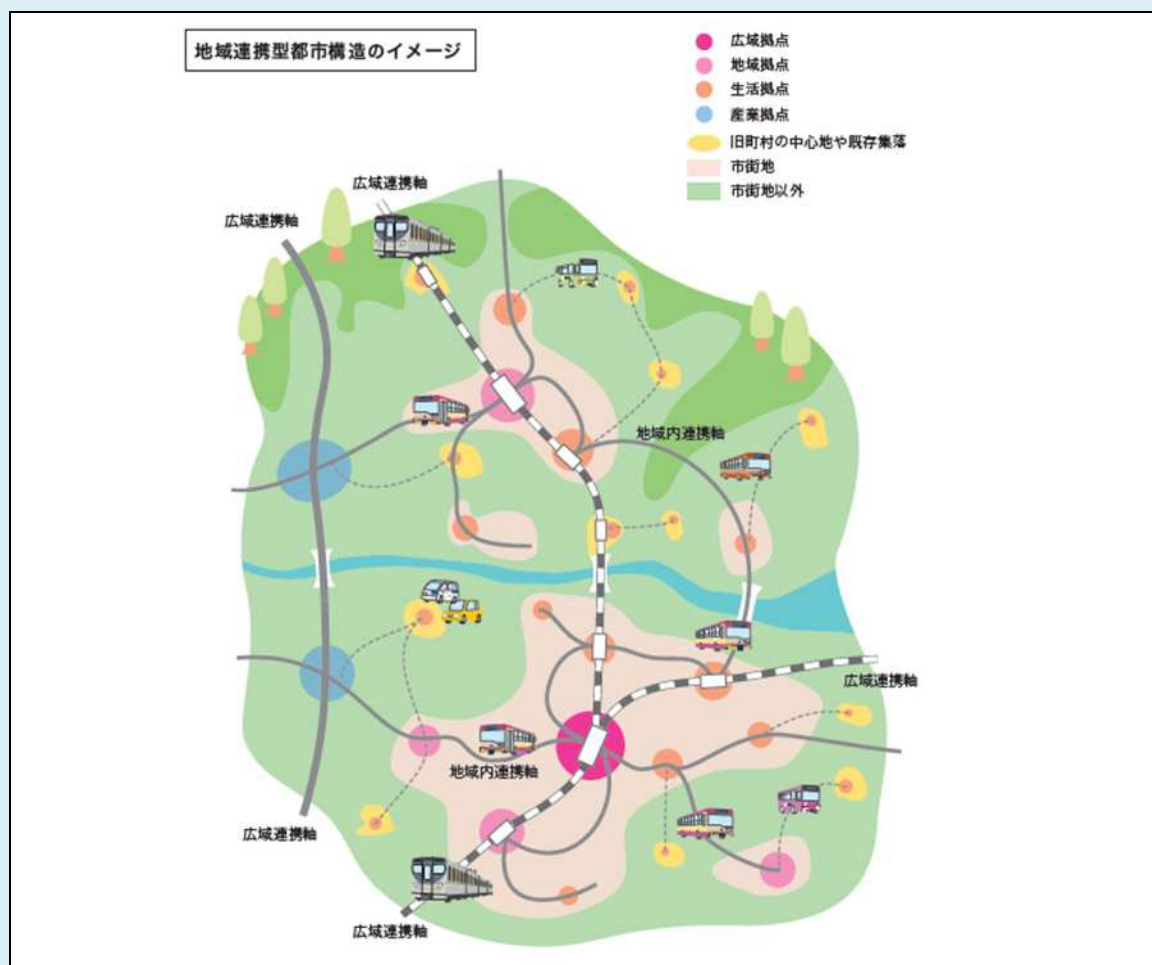
### 概要



## 目指すべき都市づくりの方向性

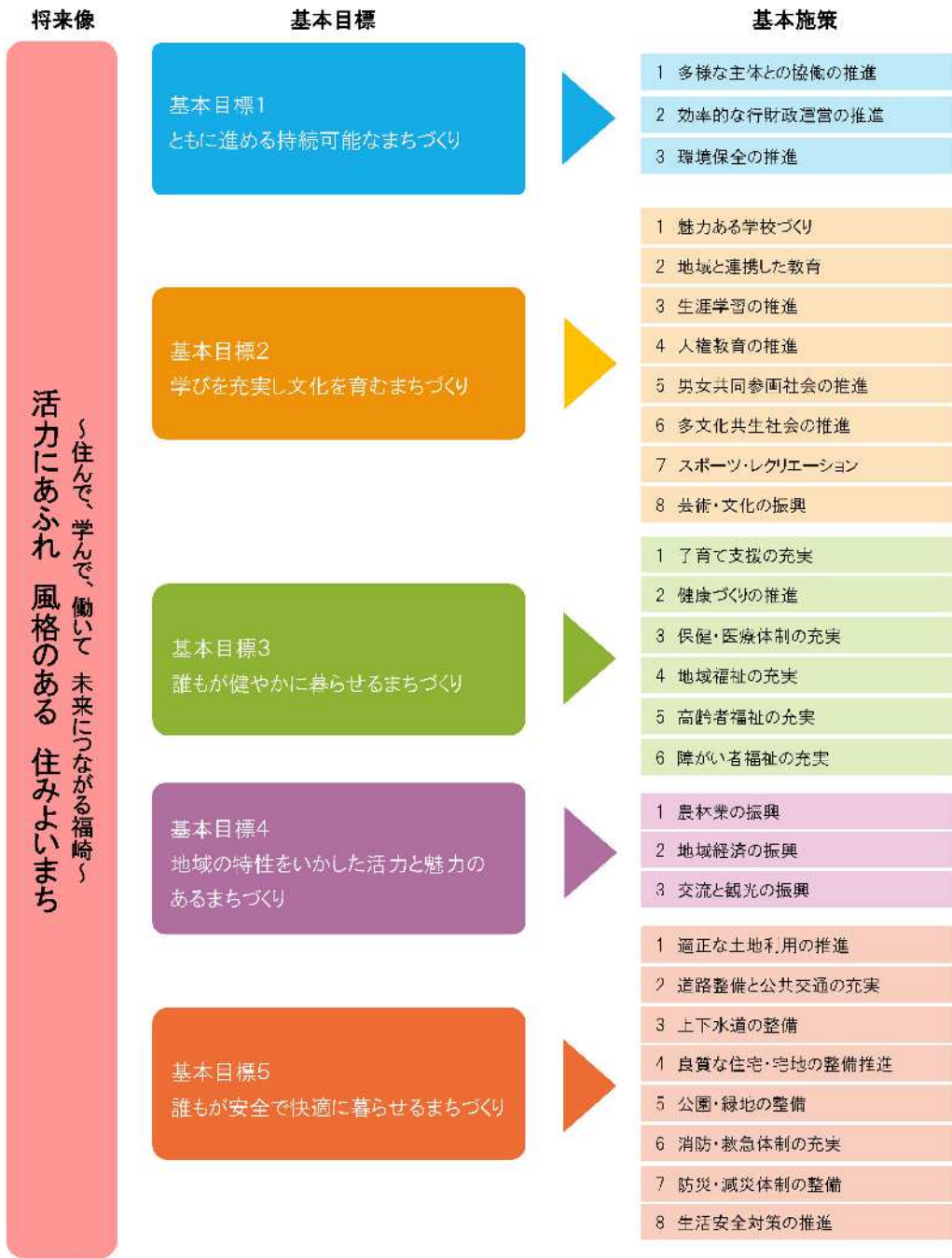
- I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり
  - 1. 地域連携型都市構造の実現
  - 2. 魅力ある多様な拠点の形成
  - 3. 兵庫の成長を支える産業立地の推進
  - 4. 民間投資の積極的誘導
  - 5. 新技術を活かしたまちづくりの推進
  - 6. 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進
- II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり
  - 1. 都市における防災・減災力の向上
  - 2. 子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進
  - 3. ユニバーサル社会づくりの推進
- III 環境と共生する都市づくり
  - 1. 脱炭素型の都市づくりへの転換
  - 2. グリーンインフラの活用推進
  - 3. 森林の保全・整備
  - 4. 「農」の保全と土地利用との相互調和
- IV 連携と共創
  - 1. 県・市町間の連携強化
  - 2. 県民・企業など多様な主体との共創

## 地域連携型都市構造のイメージ





# 施策の体系



## 1-2. 関連計画 等

### (1) 中播磨圏の立地適正化の方針

<p>策定主体と策定年次 播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会(姫路市、たつの市、太子町、福崎町、西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神姫バス株式会社)2018年(平成30年)3月</p>
<p>計画期間 2017年度(平成29年度)～2040年度(令和22年度)</p>
<p>目指す都市像 活力あふれる持続可能な地域連携型都市圏 中播磨</p>
<p>基本的考え方 産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することにより各地域が活力を持って自立できる都市形成を目指す 都市機能におけるサービスごとの利用圏人口を勘案しながら、隣接する都市間で特色を活かして機能を分担し、それらを交通ネットワークで結び連携させ、地域全体で多様な都市機能を確保します。また、人・もの・資本・情報等を活発に還流させ新たな交流を生み出すことにより、地域の賑わい創出を図る</p>
<p>都市機能の役割分担 広域都市機能集積地区：姫路市(姫路駅周辺) 地域都市機能集積地区：姫路市(飾磨駅、野里駅、網干駅、山陽網干駅、広畑駅、夢前川駅、はりま勝原駅 等)、たつの市(本竜野駅・市役所周辺、播磨新宮駅、龍野駅)、太子町(役場周辺)、福崎町(福崎駅、役場周辺)</p>
<p>都市機能集積地区と広域連携のイメージ</p> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域 (Target Area)</li> <li>行政界 (Administrative Boundary)</li> <li>線引き都市計画区域 (Line-drawn Urban Planning Area)</li> <li>非線引き都市計画区域 (Non-line-drawn Urban Planning Area)</li> <li>市街化区域 (Urbanized Area)</li> <li>広域都市機能集積地区 (Broad Area Urban Functional Concentration Area)</li> <li>地域都市機能集積地区 (Local Area Urban Functional Concentration Area)</li> <li>広域連携軸 (都市機能の役割分担と連携) (Inter-regional Cooperation Axis (Functional Role Division and Collaboration))</li> </ul>

## (2) 中播磨圏域鉄道沿線まちづくり計画

<p>策定主体と策定年次 播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会(姫路市、たつの市、太子町、福崎町、西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神姫バス株式会社) 2018年(平成30年)3月</p>
<p>計画期間</p>
<p>2017年度(平成29年度)～2040年度(令和22年度)</p>
<p>計画目標</p>
<p>中播磨圏域における各市町において、立地適正化計画の策定に取り組んでおり、持続可能な都市構造への転換に向けたまちづくりを推進していることを背景に、複数の地方公共団体と公共交通事業者で構成する「播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会」を設立し、広域的な地域の活性化と効率的な施設配置を図り、中播磨圏域の持続可能な都市圏形成を目指す</p>
<p>計画概要</p>
<p>凡例</p> <p>【事業実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>姫路市</li> <li>たつの市</li> <li>太子町</li> <li>福崎町</li> <li>西日本旅客鉄道(株)</li> <li>山陽電気鉄道(株)</li> <li>神姫バス(株)</li> <li>兵庫県</li> <li>未定</li> </ul> <p>【道路整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業中路線</li> <li>前期着手予定路線</li> <li>後期着手予定路線</li> <li>今後重点的整備が必要な路線</li> </ul> <p>図中のラベル: B-⑤ 福崎駅前広場整備 (バス乗降場の移設)、福崎町、福崎駅、T-⑳ JR福崎駅バリアフリー化整備事業 JR福崎駅周辺整備事業、D-④③②①、濱口駅</p>



#### (4) 福崎町土地利用基本計画(第 6 次改定版)

策定主体と策定年次 福崎町 2026 年(令和 8 年)2 月改定

#### 計画期間

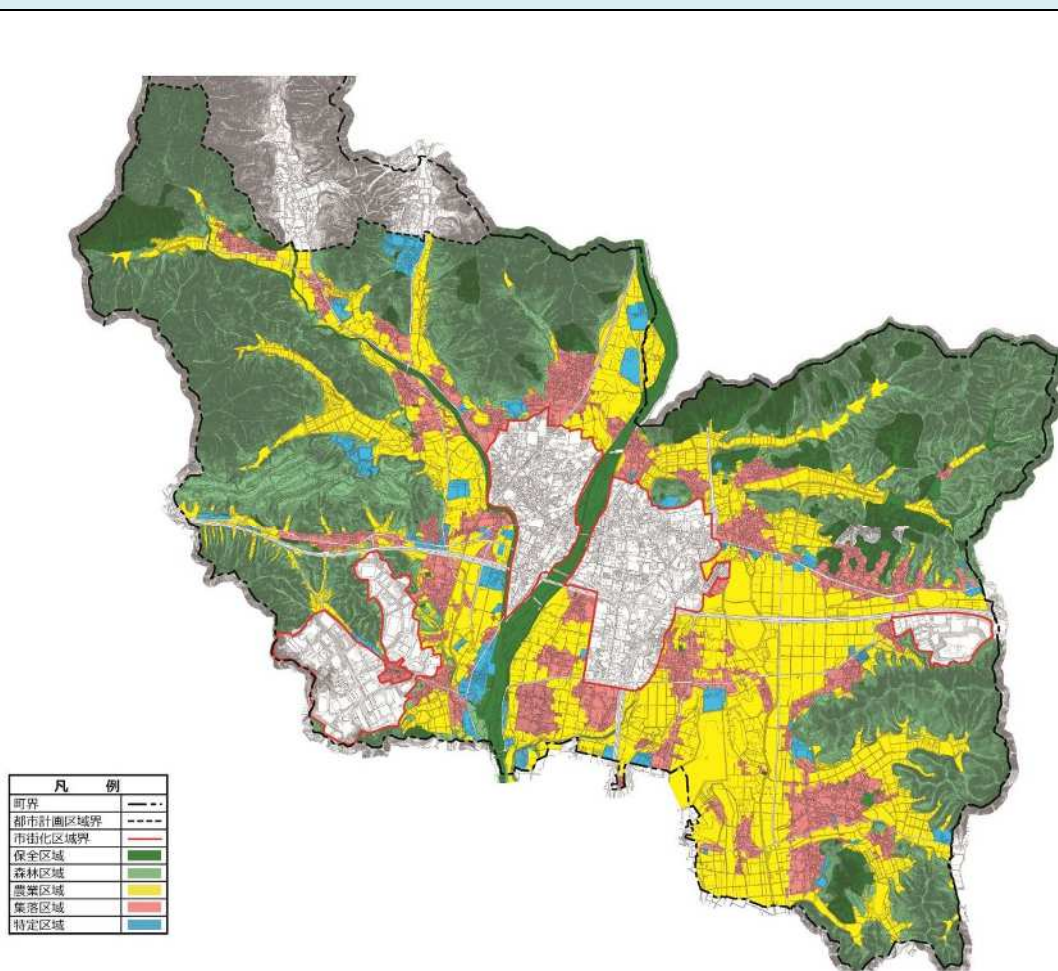
2005 年度(平成 17 年度)～

※第 6 次福崎町総合計画(令和6年3月策定)の土地利用の概念を踏まえて改定

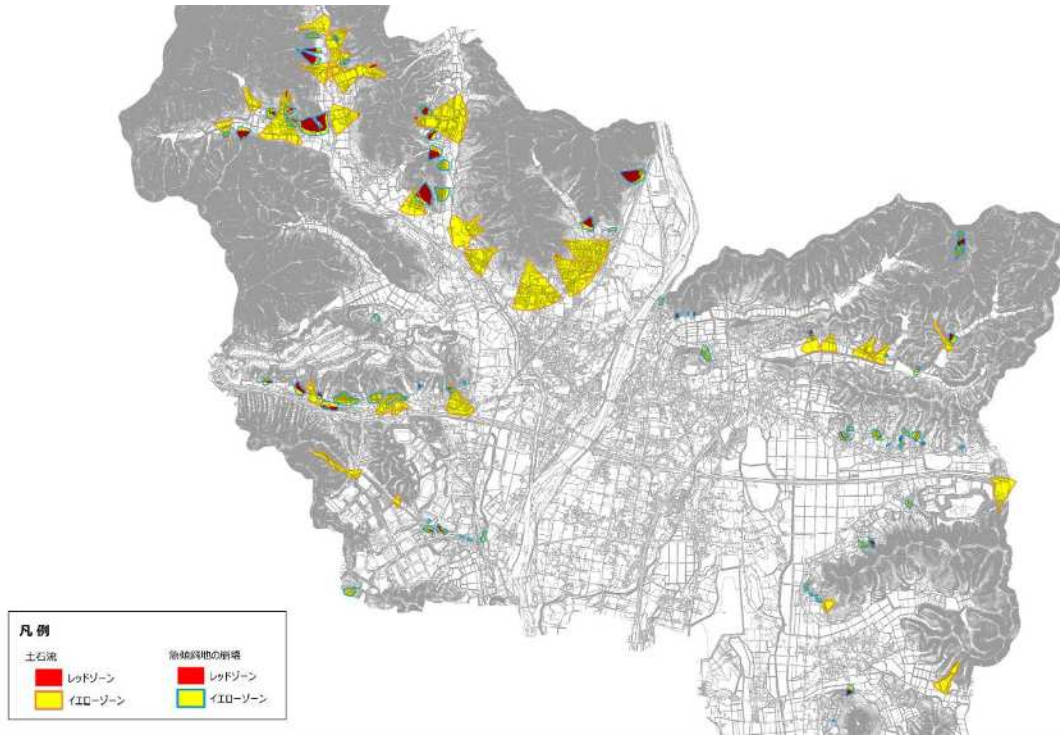
#### 基本的考え方

市街化調整区域の総合的な土地利用の方針として土地利用基本計画を平成 17 年度(平成 18 年 3 月)に策定した。その計画を現在の土地利用等の地域動向や社会経済動向等に基づいてデータ等を刷新し、第 6 次改定版として策定

#### 土地利用基本計画図



# 土砂災害特別警戒区域等の指定位置図



## (5) 福崎町立地適正化計画

策定主体と策定年次 福崎町 2017年(平成29年)3月

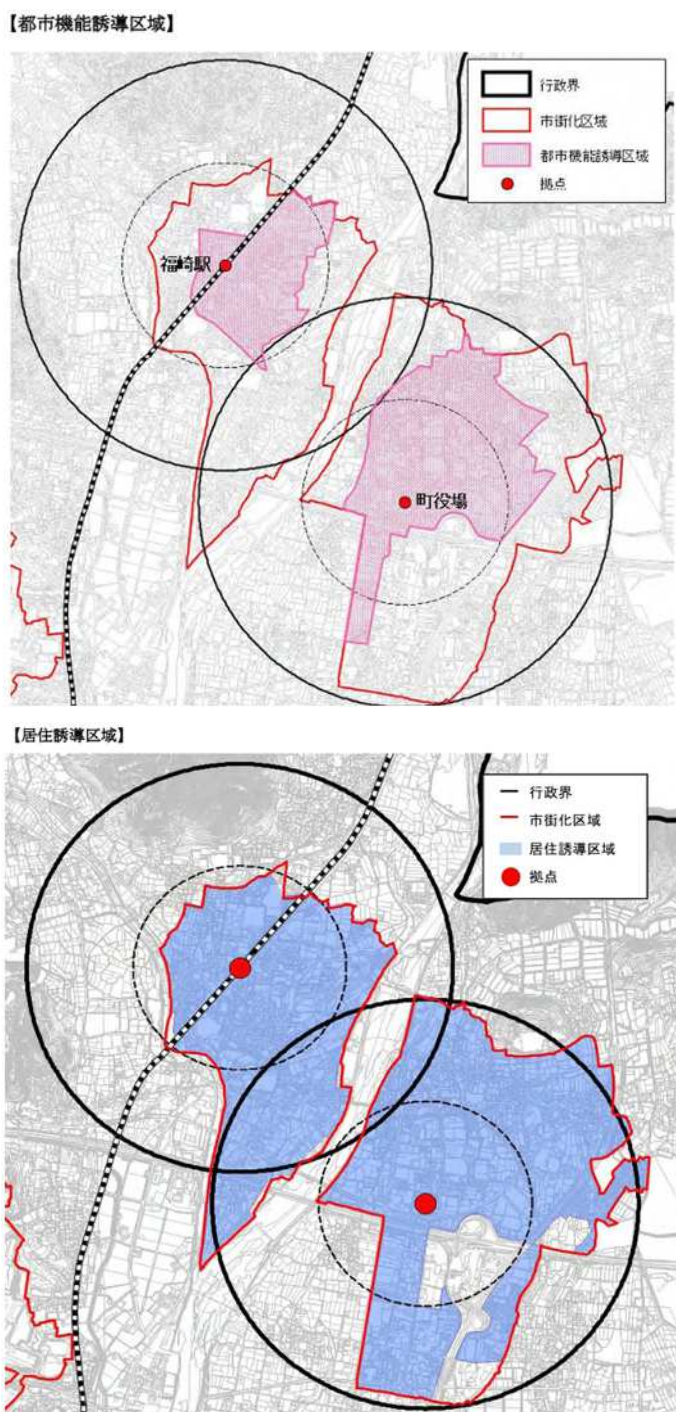
目標年次

2040年(令和32年)

基本方針

都市機能誘導区域・居住誘導区域を、町民の生活を守り続ける「生活の拠り所」として設定するとともに、歴史・文化資源を「観光・交流の拠り所」として設定

都市機能誘導区域と居住誘導区域



## 将来人口密度

	市街化区域	都市機能 誘導区域	居住誘導 区域	居住誘導区域人口密度	
				現況 H22	将来 H52
J R 福崎駅	約 110ha	約 33 ha (約 30%)	約 110 ha (約 99%)	約 28 (人/ha)	約 25 (人/ha)
福崎町役場	約 167 ha	約 70 ha (約 42%)	約 147 ha (約 88%)	約 19 (人/ha)	約 17 (人/ha)
合計	約 277 ha	約 103 ha (約 37%)	約 258 ha (約 93%)	約 22 (人/ha)	約 20 (人/ha)

※ ( ) の数値は、誘導区域が市街化区域に占める割合

## 数値目標

<b>両拠点 共通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の人口密度(約 22~23 人/ha)を目標とする</li> <li>・高い昼間人口比率(約 110%)を維持</li> <li>・町内医療福祉分野への大学卒業生の就職誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合病院等高次都市機能の広域連携(姫路駅周辺への病院誘導)</li> <li>・コミュニティバス利用者の増加(56 人/日→70 人/日へ)</li> <li>・高齢者の外出率向上(65 歳以上：約 62%→約 70%へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福崎駅周辺から辻川界隈にかけてのにぎわいの創出</li> <li>・観光客の増加(約 35 万人→50 万人/年へ)</li> </ul>
<b>福崎駅 周辺</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前の機能強化による福崎駅周辺の利便性向上 (JR 福崎駅乗降客数の増加：約 3,500 人/日→3,800 人/日へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福崎駅周辺の空き家・空き店舗活用による住環境整備</li> <li>・福崎駅周辺の整備による鉄道駅へのアクセスの利便性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福崎町の顔としての福崎駅周辺のまちなみ形成</li> </ul>
<b>役場 周辺</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な交通利便性の良さを生かした福崎町役場周辺の商業施設などの維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福崎町役場周辺の高い生活利便施設集積率の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辻川界隈の歴史・文化豊かなまちなみ維持</li> <li>・観光拠点回遊性向上に伴う滞在時間の延長</li> </ul>

## (6) 福崎町地域公共交通計画

策定主体と策定年次 福崎町 2024年(令和6年)3月

### 計画期間

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)

### 基本理念

一人ひとりが活動しやすく 誰もが住みよいまち・福崎

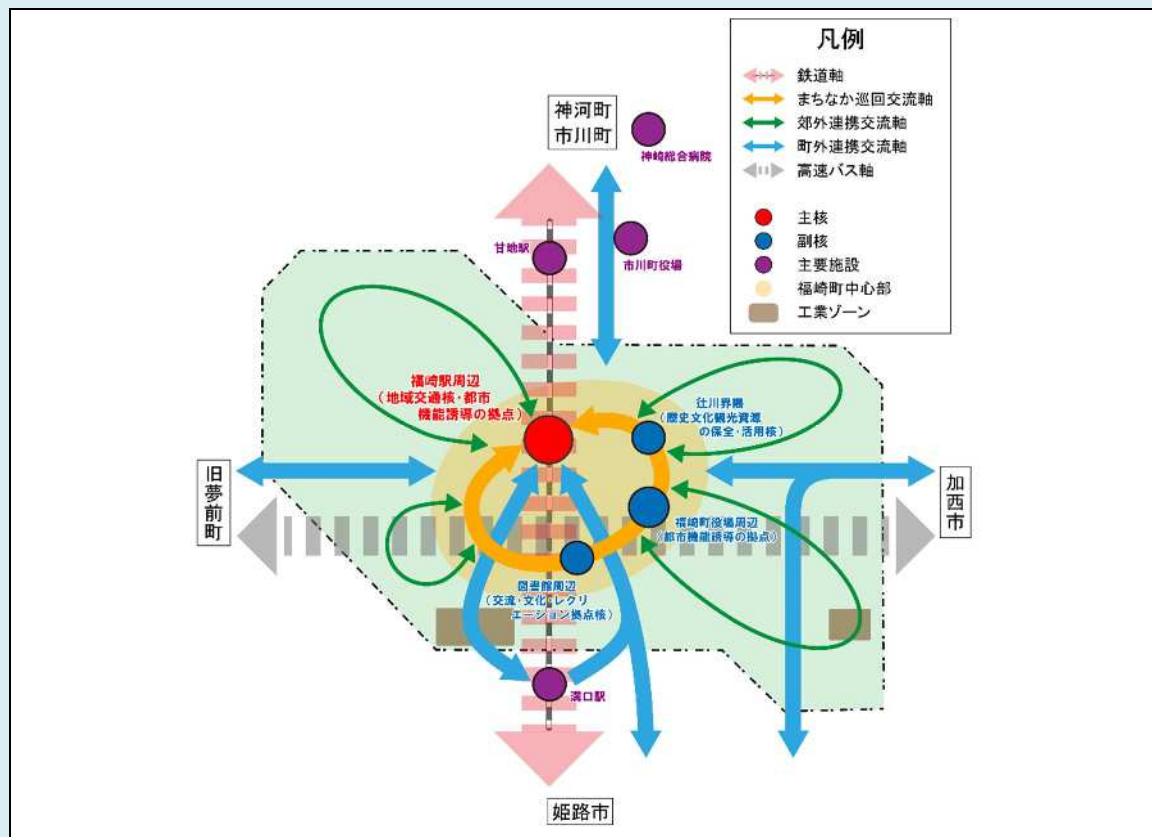
### 基本方針

- 基本方針 1: 町外との連携による交流人口の増加
- 基本方針 2: 町内における移動利便性の向上
- 基本方針 3: “まちの玄関口”の活性化
- 基本方針 4: 利用しやすく持続可能な公共交通づくり

### 数値目標(計画全体に係る目標)

指標名	現状値	目標値 (2028年度)
1か月に1回以上公共交通を利用する人の割合※1	10.9% [2022(R4)年度]	15.0%
バス利用者1人当たりの行政補助額※2	950円/人 [2022(R4)年]	950円/人未満
バス交通収支率※3	7.1% [2022(R4)年]	7.1%以上

### 目指す公共交通網



(7) 福崎町公共施設等総合管理計画

策定主体と策定年次 福崎町 2017年(平成29年)策定(2024年(令和6年)改定)

計画期間

2017年度(平成29年度)～2046年度(令和28年度)

目的

公共施設の全体像と施設類型別の保有状況、個別施設の管理運営費・耐震化の状況などを明らかにすることを通じて、町民や議会、関係団体との間で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設の在り方の検討を行うための基礎資料として活用する

用途別・地区別施設量

(単位：人口は人(令和5年6月時点)、施設数は箇所、延べ床面積は㎡)

地区	田原		八千種		高岡	
	施設数	延べ床面積	施設数	延べ床面積	施設数	延べ床面積
人口	7,642		2,629		1,115	
用途	施設数	延べ床面積	施設数	延べ床面積	施設数	延べ床面積
町民文化系施設	1	450	1	604	-	-
社会教育系施設	5	2,084	-	-	-	-
スポーツ・レクリエーション系施設	5	1,835	4	263	1	1,145
学校教育系施設	4	14,942	1	5,511	1	3,938
産業振興系施設	1	797	1	363	-	-
子育て支援施設	1	2,350	1	1,059	1	766
保健・福祉施設	2	2,367	1	1,172	-	-
行政系施設	2	3,750	1	212	1	145
町営住宅	3	3,298	1	837	-	-
供給処理施設	-	-	1	9	-	-
その他	4	349	1	341	-	-
合計	28	32,222	13	10,371	4	5,994

地区	福崎		合計	
人口	7,365		18,751	
用途	施設数	延べ床面積	施設数	延べ床面積
町民文化系施設	3	4,846	5	5,900
社会教育系施設	1	1,654	6	3,738
スポーツ・レクリエーション系施設	9	6,212	19	9,455
学校教育系施設	2	13,860	8	38,251
産業振興系施設	2	640	4	1,800
子育て支援施設	1	1,419	4	5,594
保健・福祉施設	1	682	4	4,221
行政系施設	3	1,871	7	5,978
町営住宅	6	4,537	10	8,672
供給処理施設	-	-	1	9
その他	5	451	10	1,141
合計	33	36,172	78	84,759

## (8) 福崎町学校施設等長寿命化計画

策定主体と策定年次 福崎町 2019年(平成31年)3月策定(2024年(令和6年)11月改定)

### 計画期間

2019年度(令和元年度)～2048年度(令和30年度) ※概ね5年毎に見直し

### 目的

学校施設等の状況や将来的な需要見通しを踏まえ、各学校の在り方を考慮したうえで、効率的・効果的な学校別・施設別の事業方法を選定するとともに、長寿命化のための事業計画を定めるもので、予防保全的な維持管理、計画的な修繕や改善等を通じてライフコストサイクルの縮減を図り、中長期的な視点から財政負担を軽減・平準化を図る

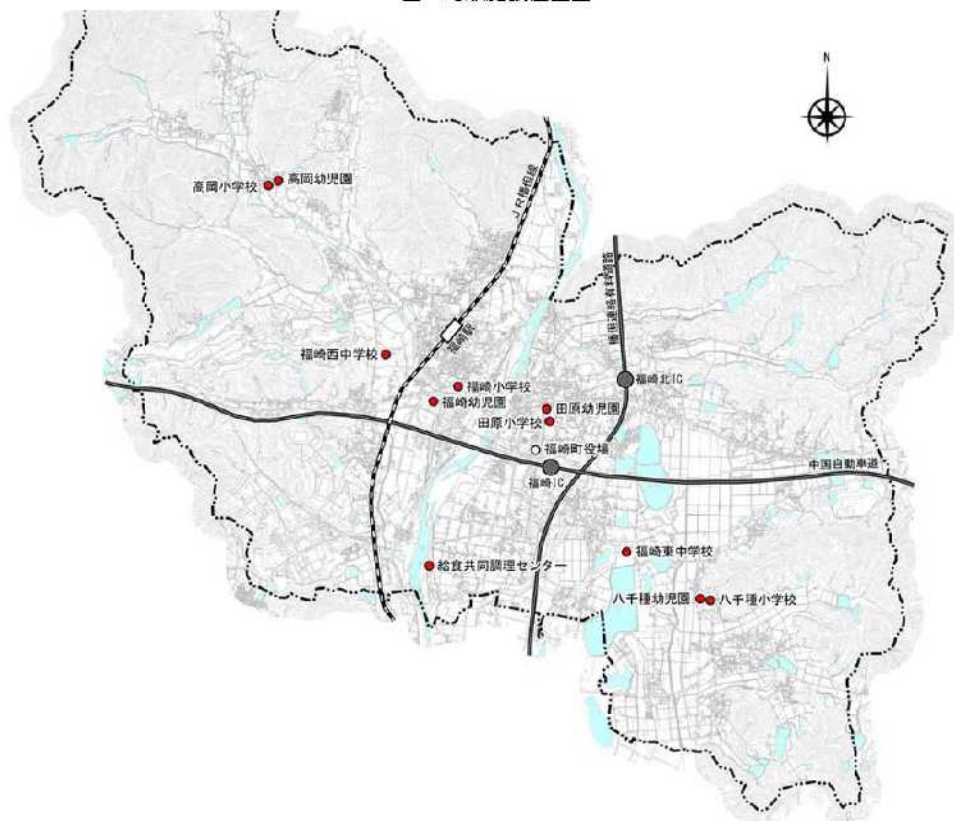
### 学校施設の目指すべき方向性

1. 安全・安心な学校施設
2. 教育環境の質的向上(快適性・環境への適応性・学習活動への適応性)
3. 地域の拠点化
4. 計画的・効率的な施設改修

### 対象施設

中学校(校舎、体育館、プール、グラウンド及び学校付帯施設)	2校
小学校(校舎、体育館、プール、グラウンド及び学校付帯施設)	4校
認定こども園	4園
給食共同調理センター	1施設

図 対象施設位置図



## (9) 福崎町公営住宅等長寿命化計画

策定主体と策定年次 福崎町 2014年(平成26年)6月策定(2023年(令和5年)3月改定)																																																																				
計画期間																																																																				
2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度)																																																																				
基本的考え方																																																																				
<ul style="list-style-type: none"><li>・建替えは行わず、田尻団地、塚本団地、駅前団地については長寿命化改善事業を行い、建築後70年間の使用を目標</li><li>・それ以外の団地は用途廃止を行い、入居者の退去後に除却</li></ul>																																																																				
基本方針																																																																				
<ol style="list-style-type: none"><li>(1)住宅ストック点検の実施</li><li>(2)長寿命化の推進・ライフサイクルコストの縮減</li><li>(3)適切な維持管理の実施</li></ol>																																																																				
施設の概要																																																																				
<table border="1"><thead><tr><th>分類</th><th>施設名</th><th>地区</th><th>延べ床面積 (㎡)</th><th>竣工(年度)</th><th>耐震補強</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">町営住宅</td><td>西野団地</td><td>田原</td><td>256.70</td><td>昭和43年</td><td>未実施</td></tr><tr><td>田尻団地</td><td>田原</td><td>2,711.34</td><td>平成14年</td><td>—</td></tr><tr><td>大門団地</td><td>田原</td><td>330.00</td><td>昭和31年</td><td>未実施</td></tr><tr><td>塚本団地</td><td>八千種</td><td>837.01</td><td>平成16年</td><td>—</td></tr><tr><td>新町団地</td><td>福崎</td><td>648.00</td><td>昭和29年</td><td>未実施</td></tr><tr><td>馬田団地</td><td>福崎</td><td>211.00</td><td>昭和43年</td><td>未実施</td></tr><tr><td>第2馬田団地</td><td>福崎</td><td>609.60</td><td>昭和50年</td><td>未実施</td></tr><tr><td>山崎団地</td><td>福崎</td><td>792.00</td><td>昭和29年</td><td>未実施</td></tr><tr><td>駅前団地</td><td>福崎</td><td>1,988.65</td><td>令和2年</td><td>—</td></tr><tr><td>西治団地</td><td>福崎</td><td>288.00</td><td>昭和32年</td><td>未実施</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>8,672.30</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工(年度)	耐震補強	町営住宅	西野団地	田原	256.70	昭和43年	未実施	田尻団地	田原	2,711.34	平成14年	—	大門団地	田原	330.00	昭和31年	未実施	塚本団地	八千種	837.01	平成16年	—	新町団地	福崎	648.00	昭和29年	未実施	馬田団地	福崎	211.00	昭和43年	未実施	第2馬田団地	福崎	609.60	昭和50年	未実施	山崎団地	福崎	792.00	昭和29年	未実施	駅前団地	福崎	1,988.65	令和2年	—	西治団地	福崎	288.00	昭和32年	未実施	合計			8,672.30		
分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工(年度)	耐震補強																																																															
町営住宅	西野団地	田原	256.70	昭和43年	未実施																																																															
	田尻団地	田原	2,711.34	平成14年	—																																																															
	大門団地	田原	330.00	昭和31年	未実施																																																															
	塚本団地	八千種	837.01	平成16年	—																																																															
	新町団地	福崎	648.00	昭和29年	未実施																																																															
	馬田団地	福崎	211.00	昭和43年	未実施																																																															
	第2馬田団地	福崎	609.60	昭和50年	未実施																																																															
	山崎団地	福崎	792.00	昭和29年	未実施																																																															
	駅前団地	福崎	1,988.65	令和2年	—																																																															
	西治団地	福崎	288.00	昭和32年	未実施																																																															
合計			8,672.30																																																																	

## (10) 福崎町橋梁個別施設計画

策定主体と策定年次	福崎町 2024年(令和6年)3月策定(2024年(令和6年)12月改定)
計画期間	100年間の予算シミュレーションを実施し、そのうちの10年間
目的	福崎町が管理する橋長2m以上の橋梁が、現在209橋ある中で、今後増大が見込まれる橋梁の修繕・架け替えに対応するため、計画的な補修が可能となる適切な予算計画を行い、安全性の確保とコストの縮減を図る
基本理念	安全で快適に使い続けられる橋梁を目指して ～ 継続的な点検と適切な維持管理による安全な橋梁確保への取組み ～
戦略(具体の進め方)	①橋梁点検の実施 ②速やかな緊急対策の実施 ③計画的な補修対策の実施 ④データベース整備による施設管理データの有効活用 ⑤長寿命化修繕計画の見直し ⑥新たな知見を踏まえた継続的な改善

(11) 福崎町水道事業ビジョン・経営戦略

策定主体と策定年次	福崎町 2019年(令和元年)5月策定(2024年(令和6年)3月改定)
計画期間	2019年度(令和元年度)～2028年度(令和10年度)
位置づけ	<p>本町の社会情勢や地域特性を踏まえ、水道事業の現状を適切に分析・評価したうえで、安全・強靱・持続的な水道事業の経営を実現するためのマスタープラン</p> <p>福崎町計画 福崎町第5次総合計画 (後期基本計画)</p> <p>厚生労働省 「新水道ビジョン」 地域とともに、信頼を 未来につなぐ日本の水道 安全 強靱 持続</p> <p>総務省 「経営戦略」 安定的な事業継続</p> <p>福崎町水道事業ビジョン・経営戦略 令和元年度～令和10年度;計画期間10年</p> <p>●水需要予測 推計期間:平成30年度～令和39年度(40年)</p> <p>●アセットマネジメント* 推計期間:平成30年度～令和59年度(60年)</p> <p>安全で良質な水の供給</p> <p>災害に強い水道の実現</p> <p>安定した水道事業の運営</p>
基本理念	未来へつなごう、安全・安心なふくさきの水道
施策目標	「安全」:安全で良質な水の供給 「強靱」:災害に強い水道の実現 「持続」:安定した水道事業の運営

## (12) 福崎町工業用水道事業経営戦略

策定主体と策定年次 福崎町 2019年(平成31年)3月策定(2024年(令和6年)3月改定)			
計画期間			
2019年度(令和元年度)～2028年度(令和10年度)			
経営の基本方針			
<p>日本の工業用水道事業は、地盤沈下対策や地域経済の活性化を図るための産業基盤施設として経済の発展に大きく貢献してきた。しかし、近年の工業用水道事業では、産業構造の変化に伴う企業の撤退や節水型機器の普及等を背景とした料金収入の減少、高度成長期に整備した施設や管路の老朽化に伴う大量更新、耐震化や施設規模の適正化、技術の継承等多くの課題を抱えている。</p> <p>【経営の基本方針】 工業用水を安定的に供給することで、水道利用者(企業)の経済活動を支え、地域経済の発展に寄与する。</p> <p>《水の安定供給と災害に強い水道の構築》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・アセットマネジメントに基づいた効率的な施設更新整備を進めることで工業用水道の安定供給を図る。</li><li>・災害に工業用水道(施設の耐震化・緊急時対応の強化)を構築する。</li></ul> <p>《経営基盤の強化》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・工業用水道事業を持続的に経営していくために、適宜料金水準の適正化を検討する。</li><li>・関係機関と連携した企業誘致のほか、整備済み管路周辺の企業へ工業用水道の利用促進を啓発する。</li><li>・国庫補助金の採択に向けた各種検討を継続する。</li></ul>			
事業概要			
① 給水			
供用開始年月日	昭和52年4月1日	契約水量	1,850 m <sup>3</sup> /日
給水先事業所数	23社(29件)	一日平均配水量	1,758 m <sup>3</sup> /日
② 施設			
水源	□表流水、□ダム、■伏流水、■地下水、□湖沼水、□その他		
施設数	浄水場設置数	2	管路延長 送水管: 3,632m 配水管: 5,807m
	配水池設置数	1	
現在配水能力	4,000 m <sup>3</sup> /日		計画配水能力 4,000 m <sup>3</sup> /日

### (13) 福崎町下水道事業経営戦略

策定主体と策定年次 福崎町 2017年(平成29年)3月策定(2022年(令和4年)3月改定)
計画期間
2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度)
経営の基本方針と行動計画
<p>1. 経営基盤の強化 持続率の向上と下水道使用料の適正化を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適正な使用料収入を確保し、安定した財政運営と事業の効率化に努め、下水道事業会計の健全化を図る</li><li>・汚水処理施設や下水道管渠の適正な維持管理</li><li>・汚水処理施設に流入する不明水の原因究明に努め、不明水対策を検討</li><li>・下水道や環境保全に関する意識の高揚を図り、早期接続を推進</li></ul> <p>2. 投資の合理化 広域化・共同化(統廃合)の取組促進や下水道ストックマネジメントによる事業の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・下水道ストックマネジメント計画を随時見直し、持続可能な施設運営に努める</li><li>・老朽化が進む農業集落排水施設(全6処理区)については、スケールメリットが見込まれることから改築更新を必要最小限に留め、令和7年度から公共下水道への統合を目指す</li><li>・福崎浄化センター水処理施設の増設の必要性を検討</li><li>・川すそ雨水幹線早期完成に取り組むとともに、住宅密集地の直谷第2雨水幹線を整備</li></ul>
投資・財政計画策定の基本方針
<p>(1) 投資計画策定の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広域化・共同化 農業集落排水(全6処理区)を公共下水道へ統合し、効率的な施設運営を行う。</li><li>・計画的な改築更新 下水道ストックマネジメント計画に沿って、改築更新を実施する。</li></ul> <p>(2) 財政計画策定の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資金残高の確保 将来においても安定的に下水道サービスを提供するためには、資金残高の確保が必要となる。</li><li>・基準外繰入金の削減を目指した経営 下水道事業は公営企業であるため、事業に伴う収入によって汚水処理に係る経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく必要がある。このようなことから、一般会計繰入金(基準外繰入金)に極力依存しない健全な経営を目指す。</li><li>・下水道使用料の適正化 本町は、公共下水道処理区域と農業集落排水処理区域の利用者でそれぞれ異なった使用料体系となっており、今後、統廃合を実施する方針であることを踏まえ、使用料体系の統一を目指す。</li></ul>

## 財政指標

項目	算出方法	単位	実績値		将来予測値		備考
			R1	R2	R8	R13	
①使用料単価	使用料	円/m <sup>3</sup>	154.65	154.02	164.07	178.25	
	年間有収水量		(132.7)	( - )			
②汚水処理原価	[汚水処理経費(公費負担分は除く) -長期前受金戻入]	円/m <sup>3</sup>	176.52	171.04	166.18	155.25	
	年間有収水量		(137.5)	( - )			
③経費回収率	使用料単価	%	87.6	90.05	98.7	114.8	100%以上が理想
	汚水処理原価 × 100		(96.6)	( - )			
④企業債残高対事業規模比率	企業債残高	%	2,818	2,686	2,117	1,597	数値が小さいほど良好
	使用料 × 100		(1286.0)	( - )			
⑤水洗化率	水洗化人口	%	79.9	80.4	83.5	86.1	数値が大きいほど良好
	処理区域内人口 × 100		(97.2)	( - )			

※実績値について、上段：福岡町の実績値、下段(カッコ内値)：県内平均値(R2値は現在未公表のため“-”表記)を示します。  
なお、数値は、公共下水道事業+特定環境保全公共下水道事業+農業集落排水事業+個別排水処理事業の合計です。

## 経費回収率向上に向けたロードマップ

項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
計画の見直し	公共下水道全体計画の見直し									
法手続き等	一下水道法 一都市計画法									
公共下水道事業		統合の設計・ 測試(板坂・田 口地区)			統合の設計・ 測試(鍛冶屋・ 余田・八千種・ 大貫地区)					
			統合の工事 (板坂地区)	統合の工事 (田口地区)		統合の工事 (鍛冶屋地区)	統合の工事 (余田地区)	統合の工事 (八千種地区)	統合の工事 (大貫地区)	
				統合の供用 (板坂地区)	統合の供用 (田口地区)			統合の供用 (余田地区)	統合の供用 (八千種・鍛冶 屋地区)	統合の供用 (大貫地区)
農業集落排水事業					段階的に公共下水道へ統合(R7からR13)					
個別排水処理事業					現行どおり継続					
経営関連	使用料の 方向性	使用料の検討			使用料の検討					
		条例改定等			条例改定等					
	経営戦略	現行下水道使用料体系の継続			新下水道使用料体系運用開始			新下水道使用料体系運用開始		
目標										○経費回収率100%以上

## 効率化・経営健全化の取組

- 投資の効率化
  - ・計画の見直し
  - ・施設の合理化
  - ・民間のノウハウ等の活用
- 組織・人員の適正化
  - ・技術やノウハウの継承
  - ・職員のモチベーションの維持向上
  - ・下水道サービスの維持向上に向けた組織体制の構築
- 広報戦略
  - ・広報・広聴活動の充実
  - ・下水道情報の見える化
  - ・住民サービスの充実

(14) 福崎町公共下水道ストックマネジメント計画実施方針

策定主体と策定年次 福崎町 第1期:2020年(令和2年)3月策定、第2期:2025年(令和7年)3月策定							
計画期間							
2025年度(令和7年度)～2029年度(令和11年度)							
第2期ストックマネジメント計画の策定目的							
第1期ストックマネジメント計画で改築した資産と新たに不具合が発生した資産を収集・整理し、新たに優先順位付けを行ったうえで、施設の修繕・改築計画を策定し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的に策定した。							
リスク評価の考え方							
施設管理目標							
点検・調査及び修繕・改築に関する目標 (最終アウトカム)			施設種類別事業量の目標 (アウトプット)				
項目		目標値	達成期間	項目		達成期間	
サービスレベルの確保	安定的な下水道サービスの提供	リスクランク5の割合10%を維持	10年	設備	主要設備の改築	改築設備数1件/年。	10年
	ライフサイクルコストの低減	目標耐用年数の延長	状態監視保全を行っている設備の目標耐用年数を現在の約1.5倍とする。		設備	点検・調査の重視及び劣化の早期発見による延命化	定期的な状態監視保全設備の調査を行うことによって、部品単位の交換を行う。1件/年

## 点検・調査計画の基本方針

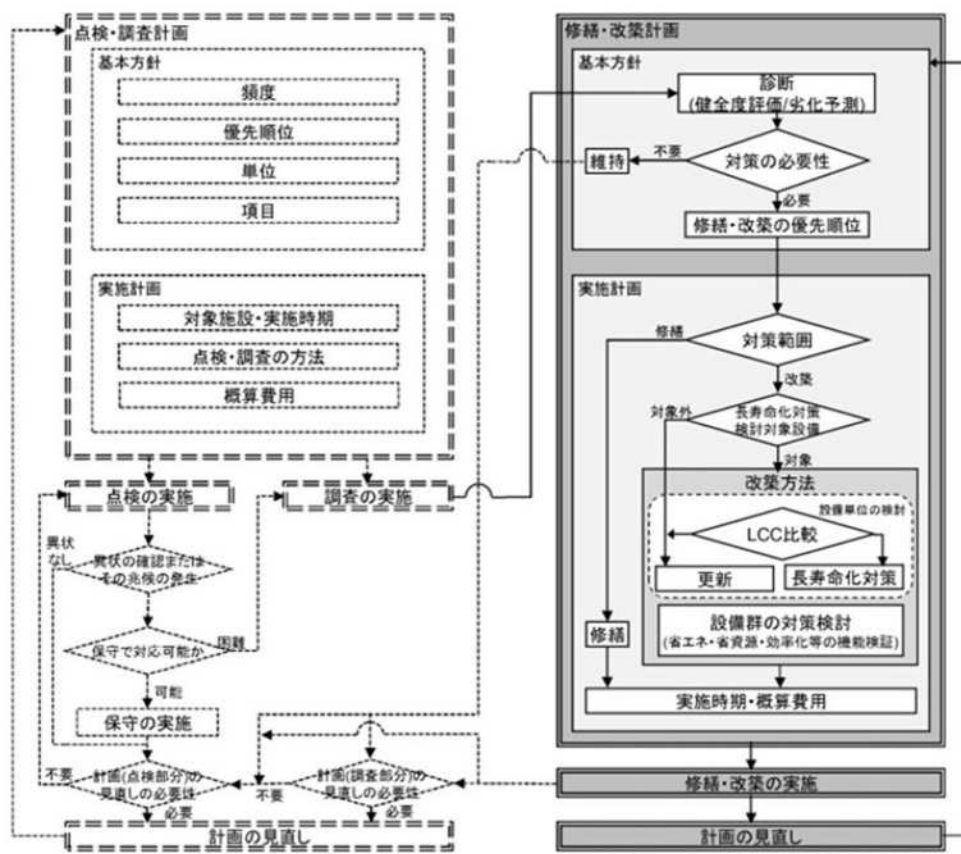
保守・点検項目	点検目的・内容
日常点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>異状の有無、兆候を発見するための巡視点検</li> </ul>
	点検頻度 浄化センター 巡回点検：1回/日 中継ポンプ場 巡回点検：1回/週
	機械・電気設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するための目視、触感、確認、調整及び記録等</li> </ul>
	土木・建築施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>目視点検等</li> </ul>
	点検項目例 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器運転時の異音や振動</li> <li>水漏れや油漏れの有無</li> <li>蓋等の亀裂や破損の有無</li> </ul>
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷・腐食及び摩耗状況等を把握し、修理、修繕等の対策の必要性・対策方法等を検討するため、定期的(週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等)に行う点検</li> </ul>
	点検頻度 浄化センター 月1回、3ヶ月1回、6ヶ月1回、1年1回及び、適時 中継ポンプ場 月1回、3ヶ月1回、6ヶ月1回、1年1回及び、適時 マンホールポンプ場 1年1回、適時
	機械・電気設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てる</li> </ul>
	土木・建築施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>機械・電気設備に準じる</li> </ul>
	点検項目例 <ul style="list-style-type: none"> <li>運転時の振動、異音、発熱の確認</li> <li>潤滑油やエンジンオイル量の確認または交換</li> <li>グリス給脂</li> <li>試運転による確認(始動確認、能力確認)</li> <li>絶縁抵抗</li> </ul>

## 点検・調査計画の実施計画



資産名称	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
福岡T_流入ポンプ 棟.No.1破砕機				1,400						
福岡T_流入ポンプ 棟_しき搬出コンベア			500							
福岡T_水処理棟_No.1-1送風機			400							
福岡T_水処理棟_No.1-2送風機			400							
福岡T_水処理棟_1・2系送風機共通予備			400							
福岡T_汚泥処理棟_No.2汚泥脱水機				1,000						
福岡T_流入ポンプ 棟.No.2破砕機										1,400
福岡T_流入ポンプ 棟.No.1汚水ポンプ								500		
福岡T_流入ポンプ 棟.No.2汚水ポンプ								500		
福岡T_流入ポンプ 棟.No.3汚水ポンプ									500	
福岡T_流入ポンプ 棟_E-2微細目スクリーン								300		
福岡T_流入ポンプ 棟_W-2微細目スクリーン								300		
福岡T_水処理棟_No.2-1送風機									400	
福岡T_水処理棟_No.2-2送風機									400	
田原汚水中継P_しき破砕機								1,400		
調査費用(千円)			1,700	2,400				3,000	2,700	

# 修繕・改築計画のフロー



(15) 福崎町空家等対策計画

策定主体と策定年次	福崎町 2024年(令和6年)3月策定
計画期間	2024年度(令和6年度)~2028年度(令和10年度)
計画策定の背景及び目的	町内における空家等の利活用の促進や地域住民の生活環境を保全するため、これまでの施策を検証し、最新の社会潮流や地域を取り巻く状況の変化に対応すべく策定
空家等対策の基本的な考え方と方針	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 空家等対策の基本的な考え方 空き家等について適正管理と利活用の促進により管理不全な空家化の予防に努めるとともに、特定空家等が地域にもたらしている悪影響等の解消に努め、地域住民や通行人の安全確保と生活環境の保全を図る。</li><li>○ 空家等対策の法制度 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、除却等のさらなる促進、有効活用や適切な管理を総合的に強化するために改正された。それに呼応し「民法」や「不動産登記法」の一部が創設・改正されるなど、一層の空家等対策を強化する方向になっている。</li><li>○ 空家等対策の方針 方針1 空き家の発生抑制 方針2 適正管理による管理不全な空き家化の予防 方針3 空き家の流通・利活用の促進 方針4 特定空家等がもたらす地域への悪影響の解消</li></ul>
空家等対策の施策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 『空き家の発生抑制』に向けた施策<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家等に関する住民啓発</li><li>・専門家と連携した相続対策の推進</li><li>・住宅ストックの良質化支援</li><li>・空き家の発生を抑制するための税制の周知</li></ul></li><li>○ 『適正管理による管理不全な空き家化の予防』に向けた施策<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家問題に対する意識の向上・相談対応</li><li>・地域からの空き家情報提供と所有者等への通知</li><li>・空き家の見守り活動と空き家管理サービスの提供</li></ul></li><li>○ 『空き家の流通・利活用の促進』に向けた施策<ul style="list-style-type: none"><li>・空家バンクの充実</li><li>・空き家の活用に係る補助制度の周知</li><li>・空家等活用促進特別区域*制度の取組</li><li>・空き家を利活用したまちづくり事業の検討</li></ul></li></ul>
空家等対策の施策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 『特定空家等がもたらす地域への悪影響の解消』に向けた施策<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法及び空家条例等に基づく措置</li><li>・空き家の除却等に係る補助制度の周知</li><li>・跡地(空き地)の適正管理と幅広い利活用の検討</li></ul></li></ul>

## 2. 福崎町の年表(主な出来事)

年月	内容	年月	内容
昭和 31 年	5 月・田原村、八千種村、旧福崎町の1町 2 村が合併、福崎町誕生	昭和 53 年	1 月・雇用促進住宅福崎宿舍完成
	6 月・初代町長に難波撰治氏就任		・干ばつにより農作物に被害発生
昭和 32 年	7 月・町章制定	昭和 54 年	2 月・福崎町養護老人ホーム「福寿園」改築
昭和 33 年	6 月・福崎町養老院開院		4 月・コミュニティセンター「サルビア会館」完成
昭和 35 年	6 月・2代町長に大野鶴市氏就任		8 月・田原小学校校舎改築
昭和 36 年	9 月・八千種中学校校舎新築	昭和 55 年	4 月・田原中学校、八千種中学校を統合し福崎東中学校設置。福崎東中学校校舎新築
	9 月・福崎幼稚園舎新築		11 月・福崎小学校校舎増改築
昭和 37 年	3 月・名誉町民条例制定 柳田國男先生を名誉町民に決定		12 月・中小企業大学校関西校完成
昭和 38 年	4 月・町立福崎保育所を開設	昭和 56 年	3 月・福崎工業団地造成工事完成
	6 月・集中豪雨により北浦谷の中池決壊。農地、施設に甚大な被害発生		6 月・6代町長に松岡秀行氏就任
昭和 39 年	6 月・3代町長に松岡重夫氏就任	昭和 57 年	5 月・神崎郡歴史民俗資料館完成(旧神崎郡役所を移築)
昭和 40 年	9 月・台風 23 号と集中豪雨で有史以来の被害発生		9 月・(財)関西中小企業総合センター完成
昭和 41 年	3 月・月見橋竣工		9 月・南部斎場「こうふく苑」竣工
昭和 42 年	9 月・戦没者慰霊塔設立	昭和 58 年	3 月・街路中島井ノ口線一部開通
	12 月・長野橋完成		11 月・福崎大橋開通
昭和 43 年	6 月・4代町長に中安正行氏就任		12 月・7代町長に福本善次氏就任
	10 月・学校給食共同調理センター完成	昭和 59 年	1 月・福崎町新総合計画(サルビアプラン)策定
昭和 44 年	2 月・高岡保育所完成		4 月・八千種研修センター「もちの木会館」完成
昭和 45 年	4 月・青少年野外活動センター開設		8 月・福崎西中学校移転、新築
	7 月・福崎町振興計画策定	昭和 60 年	1 月・福崎東部地区ほ場整備事業完了
	10 月・清掃プラント完成		4 月・保健センター完成
昭和 46 年	8 月・文化センター、生活科学センター完成	昭和 62 年	5 月・春日山キャンプ場完成
昭和 47 年	4 月・老人憩いの家「文珠荘」完成		12 月・8代町長に松岡忠能氏就任
昭和 48 年	4 月・福崎南保育所完成	昭和 63 年	4 月・農業体験実習館「春日ふれあい会館」完成
	6 月・5代町長に福本善次氏就任	平成 2 年	6 月・(株)もちむぎ食品センター設立(第 3 セクター)
	10 月・播但連絡道路(砥堀～福崎間)開通		9 月・台風 19 号と集中豪雨による被害発生
	・柳田國男生家移築復元	平成 3 年	3 月・県道三木山崎線バイパス新七種橋完成・全面開通
昭和 49 年	6 月・中国縦貫自動車道(西宮北～福崎間)開通		7 月・百歳の森公園竣工
昭和 50 年	3 月・役場新庁舎完成		9 月・八千種小学校校舎完成
	5 月・中播衛生センター竣工	平成 5 年	5 月・エルデホール完成
	・町民第 1 グラウンド完成	平成 6 年	4 月・高岡小学校校舎完成
	10 月・中国縦貫自動車道(福崎～落合間)開通		6 月・福崎町第 3 次総合計画策定
	11 月・播但連絡道路(福崎～市川間)開通		11 月・高岡地区農業集落排水処理施設供用開始
	・(財)柳田國男・松岡家顕彰会記念館完成		・干ばつにより農作物に被害発生
昭和 51 年	3 月・吉識雅夫先生を名誉町民に決定	平成 7 年	1 月・もちむぎのやかた完成
	4 月・中播消防本部発足		
	7 月・香福橋竣工		
	・福崎町体育館竣工		
	9 月・台風 17 号により甚大な被害		

年月	内容
平成 7 年 1 月	・阪神・淡路大震災が発生
4 月	・鍛冶屋地区農業集落排水処理施設供用開始
6 月	・老人デイサービスセンター完成
11 月	・福崎企業団地完成
12 月	・9代町長に嶋田正義氏就任
平成 8 年 3 月	・くれさかクリーンセンター完成 ・中播衛生センター完成
7 月	・スポーツ公園完成
平成 9 年 4 月	・ふくさきふれあいの館「明珠荘」リニューアルオープン ・余田地区農業集落排水処理施設供用開始
10 月	・長目コミュニティプラント供用開始
11 月	・福崎町東部工業団地完成
平成 10 年 3 月	・播但線電化・高速化開業
平成 11 年 4 月	・巡回バス運行開始
9 月	・大貫地区農業集落排水処理施設供用開始
平成 12 年 3 月	・市川河川公園完成 ・防災備蓄倉庫完成 ・養護老人ホーム「福寿園」増改築工事完成
4 月	・近畿福祉大学(現神戸医療未来大学)開校
9 月	・田口地区農業集落排水処理施設供用開始
12 月	・町営住宅田尻団地建替(第1期)工事完成
平成 13 年 3 月	・第2老人デイサービスセンター完成
9 月	・八千種地区農業集落排水処理施設供用開始
平成 14 年 12 月	・田原東部地区ほ場整備事業完了
平成 15 年 1 月	・柳田國男生家屋根葺替工事完成 ・町営住宅田尻団地建替(第2期)工事完成
5 月	・新給食共同調理センター完成
平成 16 年 3 月	・福崎町第 4 次総合計画策定
4 月	・辻川山公園完成
5 月	・町道東大貫中島線全線供用開始
8~	・相次ぐ台風(16・18・21・23 号)による被害発生
10 月	・農産物直売所「旬彩蔵 福崎」オープン
11 月	・大庄屋三木家住宅公有化
平成 17 年 3 月	・八千種地区ほ場整備事業完了 ・公共下水道供用開始・町営住宅塚本団地建替工事完成
7 月	・福崎町立図書館開館

年月	内容
平成 17 年 9 月	・子育て学習センター移設・拡充
12 月	・福崎町交通広場完成
平成 19 年 3 月	・中播消防事務組合解散
4 月	・姫路市へ消防事務を委託
平成 21 年 4 月	・福崎保育所、福崎南保育所を統合し、福崎幼稚園と一体化した福崎幼稚園を設置 ・子育て支援センター設置 ・柳田國男・松岡家記念館開館
平成 23 年 9 月	・台風 12 号により甚大な被害
平成 24 年 4 月	・田原幼稚園及び東部子育て支援センター開園
10 月	・中島井ノ口線全線供用開始
平成 25 年 4 月	・福崎東部学童保育園開園(既設の学童保育園を西部学童保育園に名称変更)
10 月	・第 1 回柳田國男ふるさと賞決定
平成 26 年 8 月	・岩手県遠野市と友好都市提携 ・第 1 回柳田國男検定実施
12 月	・福崎町第 5 次総合計画策定
平成 27 年 2 月	・工業団地下水道整備工事完了(福崎町公共下水道が概成)
3 月	・長野橋橋側歩道橋完成
4 月	・岸上大作「望郷の丘」完成 ・高岡幼稚園開園 ・町内すべての幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行 ・町民第 3 グラウンド「さるびあドーム」完成
12 月	・10 代町長に橋本省三氏就任
平成 28 年 2 月	・福田水源地整備工事完了
3 月	・田原小学校体育館改築 ・県指定文化財三木家住宅保存修理工事(1期)完了
平成31年 3 月	・福崎駅前交通広場完成
4 月	・11 代町長に尾崎吉晴就任
令和元年 6 月	・長目コミュニティプラントを公共下水道へ統合
10 月	・福崎駅前交流広場完成
令和 2 年 4 月	・新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令等
11 月	・NIPPONIA 播磨福崎 蔵書の館オープン
令和 3 年 4 月	・姫路市連携コミュニティバス(ふくひめ号)本格運行開始
令和 5 年 3 月	・福崎駅エレベーター供用開始(バリアフリー化完了)
令和6年 3 月	・福崎町第 6 次総合計画策定
6 月	・町全域が「空家等活用促進特別区域」に指定

### 3. 用語説明

特にわかりにくいと思われる用語の本計画内での意味を以下に示す。なお、説明中の[ ]は関連のある条文を示すものとする。

#### あ行

##### ■空家活用特区制度

兵庫県が、空き家の届出制度や規制の合理化を通じて、空き家等の活用を促進することを目的として設けた制度。2022年4月1日に施行された「兵庫県空き家等活用促進特別区域の指定等による空き家等の活用の促進に関する条例(空家活用特区条例)」に基づき運用されており、空家等活用促進特別区域に指定された区域内の空き家を対象として、改修費補助等の財政的支援や各種規制緩和を行う。

##### ■空家等活用促進特別区域

空家活用特区制度に基づき、空き家等の活用を特に促進する必要がある区域として、町の申出により兵庫県が指定する区域。空家等活用促進特別区域に指定されると、空き家の所有者は町に届出することで、改修費補助等の財政的支援を受けることができる。

また、市街化調整区域において、線引き前に建築された住宅の除却後の敷地に住宅の新築が可能になることや、様々な用途への変更が可能になるなどの規制緩和が図られる。

##### ■アドプト制度

市民団体や企業などが道路・公園などの公共空間を「わが子」のように見立て、ボランティアで清掃・美化活動を行い、行政がその活動を支援する、市民と行政が協働するまちづくり・環境美化の仕組み。

##### ■SNS

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネット上で人々がプロフィールを作成し、友人や趣味の合う人とつながって、文章・写真・動画などを通じて交流・情報共有できる会員制サービス。

##### ■NPO

民間非営利組織。特定テーマについて、市民主体の自主的で自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。法人だけでなく任意団体も含んだ概念。

##### ■エリアメール

ある地域に存在する携帯電話に災害情報や避難情報などを一斉に配信するサービス。NTTドコモは「エリアメール」の名称で、それ以外の事業者は「緊急速報メール」の名称で提供している。

##### ■屋外広告物

屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもの。例として立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などがあげられる。[→屋外広告物法第2条]

##### ■汚水処理区域

公共下水道により排除された下水を終末処理場により処理することができる区域。[→下水道法第2条]

## ■オープンスペース(open space)

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など建物によって覆われていない土地の総称。都市計画・法律用語としては、「交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地」を意味する。

## か行

### ■開発事業等調整条例

開発行為や大規模な共同住宅の建築等を行う場合、開発事業の地域住民への周知等の手続、地域まちづくり計画への配慮等、町との協議の手続、整備すべき施設基準及び都市計画法に基づく開発許可の技術基準を定める条例。

### ■課題地域

防災再開発促進地区(都市再開発が必要な市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、建築物の共同建替えや道路、公園等の公共施設の整備を一体的かつ総合的に促進すべき地区)に次いで、優先的に防災性の向上に努める必要がある地域。

老朽化した建築物が多く、防災上の課題を抱える市街地において、住民に対する防災・減災に関する知識の普及や意識の向上を図るとともに、地域住民が主体となって防災性の向上に取り組むことが求められる。

### ■居住誘導区域

都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

### ■銀の馬車道

明治初期に作られた、生野銀山と飾磨港の約49kmを南北に結ぶ馬車専用道路で、近代日本の産業経済の発展をリードする当時の高速道路というべきものであった。

### ■区域区分

区域区分とは、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的なまちづくりを進めるためのもので、市街化区域と市街化調整区域のエリアに区分される。

### ■景観農地

例えば耕作放棄地など、生産の場として本来の意味を失った農地に、景観形成作物を導入し、農山漁村景観の形成に配慮された農地。

### ■減災

来たる災害時にその被害をできるだけ小さくする取組のこと。防災が被害を出さないことを目指す総合的な取組であるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

### ■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。[→下水道法第2条]

### ■公共交通結節点機能

電車やバスといった公共交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。

### ■公共施設等総合管理計画

各地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点に立って、更新・統廃合、長寿命化など公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、策定する計画。

### ■高次都市機能

都市機能のうち、日常生活の圏域を超えた広域地域を対象とする多くの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能。

### ■交通政策基本法

交通政策に関する基本理念と基本事項を定めた法律(平成25年施行)国や地方公共団体の責務を明らかにすることにより、交通施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

### ■交通広場

道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場で、主として輻輳<sup>ふくそう</sup>する歩行者、バス、タクシーなどの交通を適切に処理するためのもの。

### ■国勢調査

日本に住むすべての人と世帯を対象に5年ごとに実施される、国の最も重要な統計調査で、人口の規模、年齢構成、世帯の実態などを明らかにし、行政施策(選挙区の区割り、地方交付税など)や企業の経営、研究活動の基礎データとして利用される。

### ■固定資産台帳

事業者が土地・建物・機械などの固定資産や繰延資産を管理するために作成する帳簿。固定資産の種類別に分類した上で、取得日・取得価額などの明細を記録し、減価償却が必要な資産に関しては償却額なども記載する。

### ■コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型のバス。

### ■コミュニティプラント

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置され、管きよによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。

### ■コミュニティ防災拠点

概ね町内会や自治会の単位で設置され、地域住民の自主防災活動や緊急避難地等に活用される。

## さ行

### ■山地災害対策

林野庁は山地災害の防止・軽減を図るため、特に山地災害の発生危険度の高い地区を「山地災害危険地区」として調査把握し、積極的に治山事業を実施するとともに、住民への周知、警戒避難体制の確立等のソフト対策を推進している。

### ■山腹崩壊危険地区

山腹の崩壊や落石により、災害が発生するおそれがある山腹斜面。

### ■市街化調整区域

都市計画法に基づき、市街化を抑制することを目的として定められる区域。原則として、住宅や商業施設などの新たな市街地形成を目的とした開発行為は制限され、農地や自然環境の保全、無秩序な市街化の防止が図られる。[→都市計画法第7条]

### ■自治基本条例

自治体運営の基本的なルール、住民の権利、まちづくりの方向性等について規定した条例。

### ■住環境整備

住宅が密集し、不良住宅の密度も高く、公共施設が不足しているなど、住環境を改善する必要がある地区について、地方公共団体などが事業主体となって住宅事情の改善と住環境の整備をあわせて行う事業。土地区画整理や再開発のような全面的整備ではなく、不良住宅の改修、建て替えにあわせて公共施設の整備を行う部分的な修復型の事業である。

### ■自由通路

鉄道駅の構内を横断する通路のうち、鉄道利用者に限らない歩行者(あるいは自転車)が通行する通路。乗降客が駅の改札から駅前へ速やかに移動でき、また通路を往来する人の流れが地域経済を活性化する波及効果を生むことが期待される。

### ■住民基本台帳

市区町村がその区域内に住む住民全員の「住民票」をまとめたもので、氏名、生年月日、性別、住所などを記録した住民に関する公簿。

### ■新型コロナウイルス感染症

重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2(SARS-CoV2)による感染症。令和2年1月30日にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)が宣言されたが、令和5年5月4日に解除された。

### ■親水空間

河川、海岸、池、湖沼などの水辺で水と意図的に親しむ空間。水にふれたり、水中に入ったり、眺めたりすることが容易な水辺空間。

### ■シンボルロード(symbol road)

町の象徴や中心となる道路や通り。

### ■生活拠点区域

国土交通省が平成27年創設した「地方都市リノベーション事業」で、地方都市の既成市街地等の再構築を図るために定められている区域要件の一つ(設定は任意)。

中心拠点区域の都市機能を公共交通により活用可能な区域で、公共交通の利用促進にもつながる。医療施設、商業施設、地域交流センターといった生活拠点誘導施設が整備できる。

### ■総合治水条例

近年の頻発する集中豪雨や局地的大雨に対し、これまでの治水対策だけでは対応が困難なことから、兵庫県では平成24年「総合治水条例」を施行し、「ながす」:河川・下水道対策、「ためる」:流域対策(雨水の流出を抑制)、「そなえる」:減災対策(浸水時の被害を軽減)を組み合わせた「総合治水対策」を県・市町・県民の連携のもと全県で推進している。

## た行

### ■田んぼダムセキ板

田んぼダムとは、大雨の際に水田に雨水をためて下流の急激な増水を防ぐもので、田んぼに堰板を取り付けることで、通常よりも水位10センチ分程度、雨水を多くため、下流域への流出を緩やかにして洪水被害を防止・軽減させる取組。

### ■多自然型護岸整備

従来のコンクリートで固めるだけの護岸と違い、治水(洪水対策)の安全性を確保しつつ、植物が育ちやすい環境を作り、魚や昆虫などの生物多様性を豊かにし、美しい自然景観を創出することを目指す、自然と調和した川づくり(多自然川づくり)の工法。

### ■地域公共交通活性化再生法

地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために平成19年に定められた法律。市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めている。

### ■地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

### ■地区計画

それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて、それぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な市街地を形成するための計画制度[→都市計画法第12条]

### ■地区計画制度

良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

### ■中心拠点区域

国土交通省が平成27年創設した「地方都市リノベーション事業」において、地方都市の既存市街地等の再構築を図るために定められている区域要件の一つで、事業活用にあたって設定が必要とされている区域。

必要な都市機能を誘導し、まちの活力の維持・増進や、持続可能な都市構造の再構築を積極的に図るため、地方都市リノベーション推進施設を整備できる区域。

### ■中播都市計画区域

姫路市、たつの市、福崎町、太子町の2市2町により構成される都市計画区域。

### ■超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合(高齢化率)が21%を超えた社会のこと。

### ■通過交通

自動車交通のうち福崎町で生産、消費活動をせずに通過するもの。

### ■低未利用地

市街化区域において、良好な市街地形成の観点からみて、十分に利用されていない野外駐車場や資材置場等の空地(低利用地)及び工場跡地などの機能停止地(未利用地)のこと。

### ■デマンド

利用者の要求に対応して運行する形態。

### ■特定空家等

「空家等対策の推進に関する特別措置法(空き家特措法)」に基づき、「倒壊等著しく保安上危険となるおそれ」「著しく衛生上有害となるおそれ」「著しく景観を損ねている」「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切」のいずれかに該当し、自治体が「助言・指導」「勧告」「命令」などの措置を講じられる状態の空き家等。

### ■特別指定区域制度

平成14年4月1日に施行された、兵庫県都市計画法施行条例で創設された制度。市街化調整区域において、住民が地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を住民の創意を得て策定した場合、その計画に沿った開発行為を認めていく制度。

この制度を活用すると、集落に10年以上居住されている方の住宅、人口の減少に対処する必要のある集落における新規居住者のための住宅などが新たに認められることになる。

町や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、町からの申出により県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画にそったまちづくりを実現していくもの。

### ■都市機能誘導区域

「都市再生特別措置法」に基づき、市町村が作成する、立地適正化計画で定められる区域で、都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

## ■都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。[→都市計画法第4条]

## ■都市計画区域

都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲。[→都市計画法第5条]

## ■都市計画区域マスタープラン

地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、都道府県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。

## ■都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。[→都市計画法第15条]

## ■都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。

## ■都市公園

地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地等。[都市公園法第2条]

## ■都市再生特別措置法

近年における急激な社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることを目的として、都市再生を図るための措置を定め平成14年に制定された法律。民間による都市再生事業を推進する各種の優遇措置を講じている。

## ■都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な施設の総称で、都市計画において定められるべき施設。[→都市計画法第4条]

## ■土砂流出防備保安林

樹木の根と地表を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぐ。

## ■土地区画整理

都市計画区域内の土地において、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用することにより市街地を整備する事業。[→土地区画整理法第2条]

## ■土地利用基本計画

総合的かつ計画的な国土の利用を図るための国土利用計画法(昭和49年)にもとづき、規定されている制度。都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整する、土地利用に関するマスタープラン。

## な行

### ■南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘沖にかけての海底にある「南海トラフ」という溝(プレート境界)で、100～150年周期で繰り返し発生するM8～9クラスの大規模地震のこと。フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことでひずみが蓄積し、それが解放されることで発生し、発生すると太平洋沿岸に10mを超える大津波が襲来する可能性があり、最大震度7も想定される。

### ■二級河川

公共の利害に重要な関係があるものに係る県知事が指定した河川。[→河川法第5条]

### ■担い手

中心となってある事柄を支え、推し進めていく人。

## は行

### ■花いっぱい運動

淡路花博の理念を継承し、兵庫県下で花と緑を生かしたまちづくりを県民運動として推進するため、各種花と緑を生かしたまちづくりへの支援事業や県内各地の活動団体等との連携を図ることにより、「全県花緑いっぱい運動」として展開している。

### ■バリアフリー(Barrier free)

障がい者や高齢者等の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関する障害(バリア)を取り除いていくこと。

### ■播磨国風土記

奈良時代初期に編さんされた、律令国(当時の地方行政区分)の国情を記した報告書が風土記と呼ばれており、平安時代末期に書写された写本は国宝に指定されている。

### ■播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市を中枢都市とし、周辺の7市8町(相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町)が連携協約を結び、人口減少社会の中で地域経済の活性化と持続可能な圏域(地域全体)の維持・発展を目指すための枠組み。中枢都市の持つ都市機能と周辺市町の連携を強化し、生活関連サービス向上や広域での行政効率化を図ることで、住民が安心して暮らせる活力ある地域づくりを進めている。

### ■福崎町自治基本条例

平成25年7月に施行した、自治の基本理念や行政運営の基本原則等を定めるとともに、地域の課題やまちづくりに関して、誰がどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくかを具体的に規定した条例。

### ■福崎町総合戦略

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力を維持し、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、地方創生を成し遂げていくための取組について、平成28年3月策定された総合戦略。令和7年6月に福崎町総合戦略【第3期】が策定された。

### ■ふくさき防災ネット

携帯電話のメールや、ホームページを利用して、登録者に緊急情報や避難情報などをいち早く住民に発信するシステム。

### ■福祉のまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、兵庫県が平成4年10月に全国に先駆けて制定したもの。

### ■崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある溪流。山地災害危険地区の一つ。

### ■防災農地

農地を生産面だけでなく、防災面からもとらえ、災害時には緊急避難地、延焼遮断帯、緊急資材置場、仮設住宅用地、ヘリポート等の防災空間として利用する考え方。

### ■防災マップ

避難するために必要な避難情報などの各種情報を分かりやすく作成した図面。

### ■ほ場整備

農地の区画を大きく整形し、用水路・排水路・農道などを整備することで、大型機械の導入や作業効率を高め、農業生産性を向上させる事業。

## ま行

### ■緑の基本計画

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の通称。[→都市緑地保全法第2条の2]

### ■面的整備

各々の公共施設を単独で整備するのではなく、土地区画整理事業等により平面的な広がりをもたせて総合的に整備すること。

### ■モニュメント

記念碑、記念建物、記念館、祈念像、慰霊碑、忠魂碑、忠霊塔など、何かを記念したり称えたりするために建てられる建造物。

## や行

### ■ユニバーサル社会

年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらずだれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

### ■ユニバーサルデザイン

子供や大人、外国人、障がいを持つ人や高齢者など誰もが使いやすく、利用しやすい製品や空間(意匠・設計・図案など)、社会の仕組み。

### ■用途地域

都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途、容積率、建ぺい率及び高さについて規制する制度。12種類の用途地域がある。[→都市計画法第8条]

都市計画法に基づく地域地区の一つで、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度で、住居系・商業系・工業系の12種類の用途地域に分類される。

## ら行

### ■ライフライン(life line)

人間の生命を支える施設あるいは設備。電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や都市活動を支えるためにはりめぐらされている供給処理、情報通信の施設。

### ■立地適正化計画

都市再生特別措置法にもとづき、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について記載した計画。

### ■リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

### ■緑地

都市公園などに該当する造営物たる緑地だけでなく、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースを含む広義の緑地。

### ■連携生活拠点区域

都市機能立地支援事業において、複数市町村が連携して作成した立地適正化計画に位置づけられた区域。

### ■レンタサイクル

自転車を短期間有料で貸し出す事業。

#### 4. 都市計画決定状況

表参考-1 都市計画の現況(令和7年3月31日現在)

都市計画の種類及び名称	面積、延長等	備考
都市計画区域	3,787ha	都市計画区域外 792ha
市街化区域	430ha	
市街化調整区域	3,357ha	
用途地域(容積率/建ぺい率)		市街化区域 425ha
第1種低層住居専用地域(100/50)	13ha	
第2種中高層住居専用地域 (150/60)	48ha	
第2種中高層住居専用地域 (200/60)	47ha	
第1種住居地域(200/60)	58ha	
第2種住居地域(200/60)	33ha	
近隣商業地域(200/80)	10ha	
準工業地域(200/60)	68ha	
工業専用地域(200/60)	153ha	
道路<番号>		計11,390m
西光寺高橋線(3.4.651号)	2,630(16)m	( )は標準幅員
大門西治線(3.4.250号)	3,340(18)m	
福崎駅田原線(3.4.24号)	870(14)m	
辻川北野線(3.4.652号)	560(16)m	
中島井ノ口線(3.4.653号)	1,980(16)m	
高橋西治線(3.4.25号)	1,830(16)m	
福崎駅前広場(3.4.172号)	3,800㎡	
公園<番号>		
福崎町市川河川公園	2.52ha	近隣公園
公共下水道		
福崎町公共下水道	污水处理区域 約818ha	雨水処理区域 約428ha
汚物処理場		
中播衛生事務組合し尿処理場	敷地面積 1.3ha	雨水処理区域 約428ha
火葬場		
姫路福崎斎苑(こうふく苑)	敷地面積 0.5ha	
地区計画		計151.8ha
東部工業団地地区計画	27.7ha	工業専用地域
東部工業団地西地区地区計画	4.8ha	工業専用地域
西部工業団地地区計画	120.6ha	工業専用地域
東田原西地区地区計画	2.5ha	第1種住居地域
東田原西2地区地区計画	1.0ha	第1種住居地域

表参考-2 都市計画決定(変更)の経緯(全体)

告示年月日	概 要
昭和42年9月4日	姫路都市計画区域の変更
昭和46年3月16日	中播都市計画区域の決定
〃	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定
昭和48年1月24日	中播都市計画汚物処理場変更
昭和48年9月25日	中播都市計画用途地域の決定
昭和51年3月13日	中播都市計画道路変更〈町決定〉
昭和51年3月16日	中播都市計画道路変更〈県決定〉
昭和55年3月11日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
昭和56年11月27日	中播都市計画道路変更
〃	中播都市計画道路変更
〃	中播都市計画道路変更
昭和57年1月18日	中播都市計画火葬場変更
昭和58年3月8日	中播都市計画用途地域の変更
昭和60年7月19日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
昭和63年6月17日	中播都市計画用途地域の変更
平成3年5月10日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更
平成6年6月15日	中播都市計画下水道変更
平成7年11月7日	中播都市計画用途地域の変更
平成9年1月10日	中播都市計画公園変更
平成10年5月29日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
〃	中播都市計画地区計画の決定
平成13年3月16日	中播都市計画道路変更〈県決定〉
〃	中播都市計画道路変更〈町決定〉
平成14年12月10日	中播都市計画道路変更〈町決定〉
平成15年1月6日	中播都市計画用途地域の変更
平成15年9月8日	中播都市計画下水道の変更
平成16年5月14日	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
〃	中播都市計画都市再開発の変更
〃	中播都市計画防災街区整備方針の変更
〃	中播都市計画区域区分の変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
〃	中播都市計画地区計画の決定
平成16年6月11日	特別指定区域の指定(西大貫地区)
平成18年3月10日	中播都市計画下水道の変更
平成19年1月9日	特別指定区域の指定(27地区)
平成19年8月1日	中播都市計画地区計画の変更
平成21年3月6日	中播都市計画道路変更〈県決定〉
〃	中播都市計画道路変更〈町決定〉
平成22年4月27日	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
〃	中播都市計画都市再開発の方針の変更
〃	中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定

告示年月日	概 要
平成22年4月27日	中播都市計画防災街区整備方針の変更
平成23年3月14日	中播都市計画下水道の変更
平成27年3月10日	中播都市計画道路の変更(県決定)
//	中播都市計画道路の変更(町決定)
平成27年4月8日	中播都市計画下水道の変更
平成28年3月29日	中播都市計画区域区分の変更
//	中播都市計画防災街区整備方針の変更
//	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
//	中播都市計画都市再開発の方針の変更
//	中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定
//	中播都市計画用途地域の変更
平成28年10月7日	特別指定区域の指定(変更)(1地区)
平成28年11月1日	特別指定区域の指定(変更)(10地区)
平成28年12月13日	中播都市計画地区計画の変更
平成28年12月26日	中播都市計画下水道排水区域の変更
//	中播都市計画道路の変更
平成30年3月27日	中播都市計画用途地域の変更
平成30年7月6日	特別指定区域の指定(変更)(7地区)
平成30年10月12日	特別指定区域の指定(変更)(6地区)
令和2年4月1日	中播都市計画地区計画の決定
令和2年6月9日	特別指定区域の変更(1地区)
令和3年3月31日	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
//	中播都市計画都市再開発の方針の変更
//	中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
//	中播都市計画防災街区整備方針の変更
//	中播都市計画区域区分の変更
//	中播都市計画地区計画の変更
//	中播都市計画用途地域の変更
令和3年11月16日	特別指定区域の変更(1地区)
令和3年12月28日	中播都市計画道路の変更(県決定)
//	中播都市計画道路の変更(町決定)
令和6年8月20日	中播都市計画下水道の変更
令和8年4月1日	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
//	中播都市計画区域区分の変更
//	中播都市計画都市再開発の方針の変更
//	中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
//	中播都市計画防災街区整備方針の変更

## 5. 都市計画決定(変更)の経緯(種類別)

### ●都市計画区域

昭和42年9月4日 県告示第2792号	姫路都市計画区域の変更 〔福崎町の一部(3,787ha)を都市計画区域に指定〕
昭和46年3月16日 県告示第361号の3	中播都市計画区域の決定 〔中播都市計画区域に名称変更〕
平成16年5月14日 県告示第648号	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 〔都市計画法の改正に伴う都市計画マスタープランの決定〕

### ●市街化区域・市街化調整区域

昭和46年3月16日 県告示第361号の6	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定 〔市街化区域(320ha)・市街化調整区域(3,467ha)決定〕
昭和55年3月11日 県告示第537号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定変更 〔福崎工業団地第4次造成地区の変更、市街化区域面積356ha〕
昭和60年7月19日 県告示第1144号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔福崎工業団地の一部を変更〕
平成3年5月10日 県告示第836号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔山崎地区の一部を変更〕
平成10年5月29日 県告示第848号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔工業団地3地区(西部の一部、企業団地、東部)、イースタウン等の変更〕
平成16年5月14日 県告示第652号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔民間開発業者が開発した区域を市街化区域に編入〕
平成28年3月29日 県告示第385号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔南田原(中島井ノ口線境界変更)、西光寺(逆線引)〕
令和3年3月31日 県告示第420号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔東部工業団地拡張区域を市街化区域に編入〕

### ●地域地区

昭和48年9月25日 県告示第1548号	中播都市計画用途地域の決定 〔用途地域(320ha)決定〕
昭和55年3月11日 県告示第539号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第357号)に伴う変更〕
昭和58年3月8日 県告示第605号	中播都市計画用途地域の変更 〔南田原、福崎新の一部を変更〕
昭和60年7月19日 県告示第1148号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第1144号)に伴う変更〕
昭和63年6月17日 県告示第941号	中播都市計画用途地域の変更 〔西田原地区の一部を変更〕
平成3年5月10日 県告示第837号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第836号)に伴う変更〕
平成7年11月7日 県告示第1534号	中播都市計画用途地域の変更 〔都市計画法及び建築基準法の改正に伴う変更〕
平成10年5月29日 県告示第849号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第838号)に伴う変更〕
平成15年1月6日 福崎町告示第1号	中播都市計画用途地域の変更 〔都市計画法及び建築基準法の改正に伴う変更〕

平成16年5月14日 福崎町告示第73号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第652号)に伴う変更〕
平成28年3月29日 福崎町告示第58号	中播都市計画用途地域の変更 〔南田原、西光寺の変更〕
令和3年3月31日 福崎町告示第50号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第420号)に伴う変更〕(区域区分変更に伴う)

●都市施設関係

(ア)都市計画道路

昭和51年3月13日 福崎町告示第7号	中播都市計画道路変更(町決定) 〔辻川田尻線(690m)決定〕
昭和51年3月16日 県告示第545号	中播都市計画道路変更(県決定) 〔西光寺高橋線、大門西治線、大門福田線、中島井ノ口線決定〕
昭和56年11月27日 福崎町告示第46号	中播都市計画道路変更 〔辻川田尻線、路線番号変更〕
昭和56年11月27日 県告示第3083号	中播都市計画道路変更 〔福崎駅田原線、高橋山崎線追加、大門福田線延長、路線番号変更〕
平成13年3月16日 福崎町告示第23号	中播都市計画道路変更(県決定) 〔辻川田尻線、車線数の表示・路線番号変更〕
平成13年3月16日 県告示第400号	中播都市計画道路変更(町決定) 〔福崎駅田原線、高橋山崎線、大門西治線、西光寺高橋線、大門福田線、中島井ノ口線車線数の表示・路線番号変更〕
平成14年12月10日 福崎町告示第108号	中播都市計画道路変更(町決定) 〔中島井ノ口線、一部幅員の変更〕
平成21年3月6日 県告示第246号	中播都市計画道路変更(県決定) 〔大門西治線、一部線形・区域の変更〕
平成21年3月6日 県告示第22号	中播都市計画道路変更(町決定) 〔辻川田尻線、一部区域の変更〕
平成27年3月10日 県告示第1533号	中播都市計画道路の変更(県決定) 〔高橋山崎線 一部区域及び名称の変更→高橋西治線へ〕
平成27年3月10日 福崎町告示第22号	中播都市計画道路の変更(町決定) 〔大門福田線 一部区域の名称変更→辻川北野線へ 辻川田尻線の廃止(統合)→辻川田尻線へ〕
令和3年12月28日 県告示第1334号	中播都市計画道路の変更(県決定) 〔福崎駅田原線 廃止〕
令和3年12月28日 福崎町告示第138号	中播都市計画道路の変更(町決定) 〔福崎駅田原線 決定、中島井ノ口線 一部区域の変更〕

(イ)交通広場

昭和56年11月27日 県告示第3083号	中播都市計画道路変更 〔福崎駅前広場(3,800㎡)決定〕
平成28年12月26日 福崎町告示第170号	中播都市計画道路変更 〔福崎駅田原線 駅前広場区域 変更〕

(ウ)公園

平成9年1月10日 福崎町告示第1号	中播都市計画公園変更 〔福崎市川河川公園(2.6ha)決定〕
-----------------------	-----------------------------------

(エ)公共下水道

平成6年6月15日 福崎町告示第44号	中播都市計画下水道変更 〔福崎町公共下水道決定〕
平成15年9月8日 福崎町告示第81号	中播都市計画下水道の変更 〔排水区域拡大、下水管渠の変更、処理場区域の縮小等〕
平成18年3月10日 福崎町告示第31号	中播都市計画下水道の変更 〔排水区域(汚水)拡大、雨水幹線路線変更〕
平成27年4月8日 福崎町告示第73号	中播都市計画下水道の変更 〔直谷第1雨水幹線の廃止〕
平成28年12月26日 福崎町告示第169号	中播都市計画下水道排水区域の変更 〔工業団地雨水計画決定〕〔長目地区編入〕
令和6年8月20日 福崎町告示第89号	中播都市計画下水道の変更 〔排水区域(汚水)の拡大(農業集落排水区域の公共下水道区域への統合)〕

(オ)汚物処理場

昭和48年1月24日 福崎町告示第6号	中播都市計画汚物処理場変更 〔中播衛生事務組合し尿処理場決定〕
------------------------	------------------------------------

(カ)火葬場

昭和57年1月18日 福崎町告示第2号	中播都市計画火葬場変更 〔神崎郡南部斎苑(こうふく苑)決定〕
------------------------	-----------------------------------

●地区計画

平成10年5月29日 福崎町告示第50号	中播都市計画地区計画の決定 〔東部工業団地、西部工業団地、東田原西地区の決定〕
平成16年5月14日 福崎町告示第72号	中播都市計画地区計画の決定 〔東田原西2地区の決定〕
平成19年8月1日 福崎町告示第136号	中播都市計画地区計画の一部変更(建築物の高さ、限度の変更) 〔東部工業団地地区〕
平成28年12月31日 福崎町告示第166-1号	中播都市計画地区計画の変更 〔東部工業団地地区計画の変更〕〔隣地離隔距離の緩和:隣接地が山林の場合で町長が認めた場合(別途運用基準あり)〕
令和2年4月1日 福崎町告示第50号	中播都市計画地区計画の決定 〔大貫地区の決定〕
令和3年3月31日 福崎町告示第49号	中播都市計画地区計画の決定 〔大貫地区→東部工業団地西地区〕

●特別指定区域

平成16年6月11日 県告示第780号	特別指定区域の指定 〔地縁者、新規居住者区域〕西大貫
平成19年1月9日 県告示第10号	特別指定区域の指定 〔地縁者住宅の区域〕27地区
平成28年10月7日 県告示第875号	特別指定区域の指定(変更) 〔地域活力再生等区域の決定(区域の変更)西大貫地区:旧新規居住者住宅区域、旧小規模事業所区域、旧地縁者住宅区域〕

平成28年11月1日 県告示第941号	特別指定区域の指定(変更) (長目地区、中島地区、西光寺地区、井ノ口地区、小倉地区、鍛冶屋地区、馬田地区、長野地区、神谷地区、高橋地区 計10地区)
平成30年7月6日 県告示第651号	特別指定区域の指定(変更) [地域活力再生等区域の決定(区域の変更)工場、店舗等周辺区域の指定]
平成30年10月12日 県告示第882号	特別指定区域の指定(変更) ※西大貫地区外5地区 [地域活力再生等区域の決定(区域の変更) 工場、店舗等周辺区域の指定]
令和2年6月9日 県告示第643号	特別指定区域の指定(変更) [地域活力再生等区域の変更 南大貫地区:旧新規居住者住宅区域]
令和3年11月16日 県告示第260号	特別指定区域の指定(変更) [地域活力再生等区域の変更 西治地区:旧新規居住者住宅区域]

●防災街区

平成16年5月14日 県告示第657号	中播都市計画防災街区整備方針の変更 [都市計画法の改正に伴う変更、防災再開発促進地区の指定]
令和3年3月31日 県告示第418号	中播都市計画防災街区整備方針の変更 [防災再開発促進地区の指定(変更) 福崎駅前地区約11ha]
令和8年4月1日 県告示第〇号	中播都市計画防災街区整備方針の変更 [防災再開発課題地域の指定 福崎駅前地区約12.5ha]

\*上記内容は次のとおりである。

告示年月日 告示番号	告示の内容 概要
---------------	-------------